

書評

川井秀一；水野広祐；藤田素子（編）『熱帯バイオマス社会の再生——インドネシアの泥炭湿地から』講座 生存基盤論 第4巻。京都大学学術出版会、2012、360p。

泥炭湿地との生々しい遭遇は1978年だった。東南アジア研究センター（現東南アジア研究所）に移ってきてすぐ、坪内良博さんの南スマトラコムリン河稻作調査に加えてもらった時だ。コムリン河下流部の感潮帯が政府移民計画で大規模に開拓されていた。水田と称する抜開地に伐採された大木がごろごろ転がり、焼け焦げた大木があちこちにつつ立っていた。ウパンデルタやタランデルタには政府支給の真新しい家が並び、深い排水路を掘り上げた土は乾いてべっとりと黄色いフィルムで覆われていた。水路沿いは強い硫酸臭が漂っていた。抜開地でオーガーを刺してみると1メートル程まで赤黒い泥炭だった。試験場のスタッフによると、開いて5年だが、元は2メートル以上あったという。泥炭が分解、沈下したのだ。

コムリン河の西側にはうっそうとした高木密林がどこまでも続いていた。朝、その林はもやっとした霧の中から姿を現すのだった。一体あの林の中はどうなっているのだ、まるで魔界だな。パレンバンとの往復のたびに私たちはそう言い交わした。

1983年11月、私はジャンビ州の泥炭湿地林へ調査に入った。センターへ留学してきたボゴール農業大学のスピアンディと二人、ポーターは入植ジャワ移民10人だった。ジャンビの町の北郊で段丘崖を下ると低湿地となり、クンペ河がバタンハリ河から分流する。そのクンペ河沿いのバンソ村から海岸まで直線で60キロメートル、実際には100キロメートル、泥炭湿地林をトレッキングした。

人界を断ち切るような緑のカーテンを開けて一旦森の中へ入ると方向がわからない。どうやって進むか。先頭が腰に50メートルのロープを付け、パランで藪を伐りながら進む。2番手がコンパス

を持ち方角を定める。隊列最後尾に立つ者がロープ端の通過を見定めると、切れと叫ぶ。先頭は傍の立木に目じるしの切れ目を入れる。尺取り虫のように進む。500メートル進むと手持ちオーガーでボーリングだ。1メートルの丸ノミ型刃先オーガーを差し込み引き上げ、これを繰り返して基盤までボーリングをする。いけそうだとすると、50センチの泥炭用円筒オーガーに換えてコアサンプルを取る。

1日にカヴァーできる距離は攪乱で生じた藪の多少、泥炭中に残る堅い木質の多少で変わる。平均2キロメートルほどだ。夕方に露営する。屋根キャンヴァスを張り、地面にござを敷く。穴を掘るとどろっとした水が表面まで上がって来る。その水で汗をすすぎ、コーヒーを沸かし、赤く炊きあがった飯を食べる。飯が終わるとジャワ人ポーターがワヤンの語りを始める。私は木綿で作った寝袋を頭まですっぽりかぶって寝る。地面から身体の分だけ沈み込んでひんやりと気持ちよく寝れる。朝、梢を渡るクロサルの甲高い鳴き声で目がさめる。木綿の寝袋は蚊が吸った血で赤く染まっている。

泥炭湿地林の中で暮らすことはできない。しかし林を伐採して排水すると広大なエクメネーを新たに作ることができる。うまく利用すれば莫大な富をもたらし、国民経済を飛躍的に活性化できるだろう。今起こっていることはまさにそれだ。政府移民開拓地がその先鞭を付けた。その段階では感潮帯の浅い泥炭地に限定し、しかも排水水位をコントロールしなかったため、薄い泥炭はたちまち消失、硫酸酸性が顕在化し、入植移民は30年間災厄に耐えねばならなかった。他方、企業は水門を設け、排水をコントロールして深い泥炭地の開発に取り組んだ。その動きは1980年代に既に始まっていた。90年代、各地を見て歩くなまで、企業による深い泥炭地の大開発が進むにちがいないと私は予想した。泥炭湿地林は島状の保全区に残るだけとなるだろう。実際そのような展開になってきた。

泥炭湿地林の開発は複雑な過程で進んできた。長い助走期間の後、1990年代以降その歩調は急激

なものとなった。南スマトラ、ジャンビ、リアウ、中カリマンタンなど、インドネシアの泥炭湿地林はあらかた消失した。本書は現在、地貌の変化が世界でも多分最も急速であるインドネシアの泥炭湿地、とりわけリアウ州にある湿地を研究対象に設定している。コメントを加えつつ内容を紹介したい。

本書は自然系、社会系の研究者がチームを組んで現地調査を行った成果である。東南アジア研究センターでなじみの手法である。私どもの頃は文科系も加わって一つのチームが一緒に動き、生活を共にした。はじめは文科系や社会系のインタビューに自然系も加わり、自然系の調査を他系も見守り、口を出した。それぞれの関心が形を取つて来ると個別調査に入った。本書のチームもそうであったろうと想像する。

本書は3編に分かれている。第1編熱帯バイオマス社会論、第2編生存圏としての泥炭湿地の歴史・生態、第3編リアウにおけるケーススタディだ。バイオマスは植物が炭酸ガスを固定して生産する一次産物を指す。熱帯は年間高温多湿で草木が生い茂る。小人口集団だとこの自然のエネルギーに対抗する、あるいは利用することははなはだ困難である。バイオマス社会とはその環境下で人間が組織する特徴的な社会を含意している。第1編の三つの章はその特徴を概観する。

熱帯のバイオマス生産がどれほど巨大か、第1編第3章はそれを述べる。準性的平衡状態にある熱帯森林は毎ヘクタール 350-400 トン（乾物重）の有機物を蓄積している。また毎年毎ヘクタールの成長量は 16-22 トンに達する。これは温帶森林や北方森林に比べ蓄積量で 1.15 倍から 1.85 倍、年成長量で 1.5 倍から 2.4 倍にあたる。現在急激に拡大しているアカシアプランテーションはこうした巨大な生産力をフルに利用しようとする。南スマトラ丘陵部の大規模造林地の例では、栽植密度毎ヘクタール 1,100 本、5 年で成熟木を伐採し材を搬出する。搬出木材量のデータによると、5 年生アカシア林の幹材積は毎ヘクタール 168 立方メートル、これを重量に換算すると毎ヘクタール 84 トンである。幹だけでなくさらに葉、枝、樹皮、根を

加えると 5 年生アカシア林の全バイオマス蓄積量は毎ヘクタール 129 トンに達する。驚異というほかない。

第2編は4章からなる。第4章は泥炭湿地林の形成について先行論文を総説的に扱う。これまで泥炭の定義をしないまま話を進めてきた。おおよその目安としては、乾物重で 65% 以上の有機物からなり、厚さ 50 センチ以上、といったところが妥当なのではないか。熱帯泥炭形成過程についてはこれまでサラワクでの調査からアンダーソンが提出したモデルが前提とされてきた。私はジャンビでの調査から異なる見解を出した。アンダーソンは泥炭基底はマングローブ泥だと考えた。これは感潮帯の頻海域ではそうだが、内陸の深い泥炭基底にマングローブ花粉が検出されず、また基盤が赤い斑紋のある堅い粘土なので、海進期に湿地化した台地の上に淡水湿地林が成立して熱帯泥炭が堆積を始めたと考えた。

日本に限らないが、インドネシアの熱帯泥炭の面積について上げられる数字は、どうも改善の痕が見られない。また泥炭の内部構造について、地下探査レーダーでも使ってより実態に近づく必要がある。

第5章、第6章の整理は華僑集団の参入から始まる森林伐採の歴史、道路などインフラ整備で生じた小農・企業による経済活動の進展が判るし、アカシアと油ヤシプランテーションの拡大過程の図は労作だ。

第3編はリアウ州の現地調査を中心としており、具体的で判り易い。とりわけ第8章はシナルマスという超巨大企業が生態系保全に踏み出した経過を丹念に追っており、企業と環境 NGO の対立点、折り合い点について貴重な情報を与えてくれる。ギアムシアククチルーブキットバトゥ生物圏保全区が設置され、その管理運営が国、地方、企業の協力で行われていることは、経済活動と環境保全の調和を求める議論に大きな貢献だ。

第8章、第9章のプランテーション拡大過程や、現行土地利用図の作成などでは衛星写真が有効に利用されている。こうしたデータの整理保管にもご注意頂きたい。東南アジア研究所の地図室というインフラを使って、閲覧可能にしてもらいたい。

書評

第10章はリアウ州泥炭地帯の降雨パターンの特徴と地下水位変動を観測した報告だ。降雨パターンの長期トレンドもさることながら、フィールドの雨量観測と地下水位計測は泥炭の乾燥をモニターする上で重要な施設なので、多数設ける必要があるだろう。観測点の標高が泥炭地帯にしては高すぎるのが気にかかる。標高ベンチマークとの補正に問題がないだろうか。プランテーション内の地下水位が水門操作で高く保ちうるという意味のあるデータだ。

第11章、第13章はゴム、アブラヤシ、アカシアの生産、その高いバイオマス生産を利用した小農経済の改善や、生活圏の景観を報告する。住民と企業の紛争を具体的に取り上げて、その中で土地所有権、森林基本法の問題点を指摘すれば、第1章の報告は判り易くなったのではないだろうか。

第12章は哺乳類、鳥類の観察を報告している。まとまった面積の天然林を残すことがよいというのは予想できることだが、粗放管理のゴム園が多様性保全に有効という発見は面白い。泥炭分解を抑える実際的な関心からは、生息する昆虫や腐朽菌の比較が必要ではと思われる。

現在熱帯泥炭が世界の注目を集めているのは、その炭素蓄積量が膨大で、排水・開発すると放出される炭酸ガスは膨大な量にのぼると推定されるからだ。しかしこれらの推定には多くの仮定が含まれ、仮定を確かめることは置き去りにされている。泥炭地の面積や厚さ、仮比重、内部の構造について情報の向上が求められている時点だ。本書はその進展に刺激を与えるものだ。また企業と研究者が環境保全意識の共有に努力した点で大きな時代的意味がある。

(古川久雄・京都大学名誉教授)

太田 淳.『近世東南アジア世界の変容——グローバル経済とジャワ島地域社会』名古屋大学出版会、2014、ix+505p.

18世紀東南アジア社会は、「交易の時代」のあととの衰退期とみなされがちであるが、同世紀中葉以降の対中国貿易の発展とともに経済活動を活性化させた地域像が、近年提示されている。本書も、

胡椒生産地であったバンテンの内陸部やランボンが、この時期バンテンのスルタンやオランダ東インド会社の権力を活用しつつ、同時に他勢力との関係構築を試みる活力に富む社会であったことを明らかにする。

バンテン史研究は、従来港市バンテンの研究に集中しており、胡椒を生産した内陸部やランボン社会の動向、さらにこれらの地域と港市コタ・バンテンとの関係は、あまり検討されてこなかった。そのため18世紀のバンテンのスルタンの権威衰退やオランダ東インド会社の経済的不振により、これらの地域も停滞したとみなされてきた。これに対し本書は、バンテン内陸部やランボンが、スルタンやオランダ東インド会社だけでなく多様な外來勢力と交流することにより、18世紀においても活発な経済活動を行なったことを論じる。豊かなオランダ東インド会社の文書を駆使して、近世西ジャワ社会がいかに近代に移行していくか、当時のグローバル経済のなかで位置づけた試みである。

本書は全体で、序章と八つの章と終章の構成よりなる。序章で問題の所在を提示したのち、第1章「基層の歴史——環境、人口、経済」で、バンテンがジャワ人移民を中心に灌漑稲作を営んだ海岸部社会と、焼畑耕作を基盤に胡椒を生産した山麓ならびに河川上流盆地に、生態環境が分かれる指摘する。バンテンは1684年にオランダの影響下におかれたが、それまでは、胡椒を搬出した一部の地域をのぞき、スルタンは大部分の内陸部やランボンに影響力を行使しておらず、むしろ18世紀中ごろまでは、バタヴィアをはじめとする海岸部の諸港市と関係が緊密であったことを明らかにする。

第2章「支配のイデオロギーと構造——王権、社会、イスラーム」は、バンテンの王権を支えたイスラームの特質と王国の支配構造を描く。筆者は1732年編集の『サジラ・バンテン』の写本をベースに、バンテン王国の建国者ハッサヌディンが、土着信仰やヒンドゥをとりこみながら、現地社会で調停者としてその権威を構築したことを論じる。バンテン宮廷は1700年前後に幾つかの土地台帳を編集し、王国をスルタンを頂点とするピラ

ミッド的構造に位置づけようとした。スルタンと地域住民との間には、ポンゴウォという有力首長が介在し、そのもとに村落の首長や住民が存在した。スルタンはポンゴウォに称号やレガリアを授与して、彼らの影響下にある住民に胡椒栽培を行わせ必要量を搬出させようとした。またランポンへも宮廷役人を派遣した。こうした状況下、バンテンの内陸部でジャワでは特例的に、栽培者個人に開拓地の土地所有権が認められたことが提示される。

第3章「バンテン反乱 1750-52年」は、18世紀前半期にオランダとの関係を強めて王国の女性摄政となった、ラトゥ・シャリファ・ファーティマの退位を求めて起こったバンテン反乱を取り上げる。反乱の二人の指導者の一人キャイ・タバは、聖山とされたムナラ山で修行を積み、自らがオランダに追放されたジャカルタ王の末裔であると称し、オランダがバンテンを去ることと、彼がバタヴィアを支配することを唱えて信奉者を得た。またラトゥ・バグス・ブアンは、スルタン・アリフィンの従兄弟パネンバハーン2世の血縁者とみなされた。彼は、胡椒産地のチャリンギンの後背地で人々の支持を得、バンテン王国の支配者となることを唱えた。食糧を豊かに確保した反乱軍は、50年の11月には王都制圧を唱え、シャリファを退位させ、12月から翌4月まで王都の周辺を主要戦場に巻き込んだ。反乱軍は最終的に、東インド会社軍やそれと合流した地域有力者の軍に駆逐されたが、反乱をとおして、スルタンから地方有力者を経由して地域社会の人々を結ぶ象徴的なつながりが、動搖したことが論じられる。

第4章「共栄の時代——スルタンとオランダ東インド会社の蜜月、1752-70年」は、オランダがバンテンのスルタンの上位支配者となる代わりに、スルタンが胡椒を栽培者と会社の間で独占的に仲介できる条約を1752年に締結したことと、1770年までスルタンとオランダの双方が繁栄の時期を迎えたことを描く。会社は胡椒供給を安定的に確保するために、ランポンの要所にポストを設置し、地域紛争の調停にも介入した。ただし住民にとってオランダは、パレンバンやイギリスなどと並んで状況に応じて協力する外部勢力の一つだったこ

とが明らかにされる。また中国とヨーロッパで胡椒需要が増加し出すと、会社は1761年以降、胡椒栽培促進政策のために宮廷官吏に会社職員を同行させ、バンテン内陸部での胡椒栽培の視察を始めた。会社は、ポンゴウォよりも直接的に栽培を監督できる「村落」首長を重用しようとしたが、バンテンにおけるポンゴウォの力は強く、胡椒栽培の促進が結果としてポンゴウォの影響力を増大させたことが論じられる。

第5章「スルタン統治の終焉——王権の衰退と地方のダイナミズム、1770-1808年」は、ランポンからの胡椒供給の衰退やコタ・バンテンの港の機能の低下、イギリスの攻撃に対する軍備などの要因によりスルタン財政が悪化し、弱いスルタンを支えようとしたオランダの政策がさらに宮廷勢力の離反を招き、スルタンの権限が衰退したことを明らかにする。その一方で、バンテンのポンゴウォたちは胡椒栽培をとおして地域社会における影響力を拡大し、なかには水田耕作を開始し、米を輸出する者も現れたことが論じられる。ポンゴウォの影響力の増大により、課される強制的義務を嫌い逃亡する農民も増えたが、総じてバンテンの住民が市場志向性を強めたことを指摘する。中央の王権衰退を王国全体にあてはめ、この時期をバンテンやランポンの衰退期としてきた先行研究に警鐘を鳴らす。

第6章「海賊と貿易ネットワーク——中国—東南アジア貿易の拡大の中で」は、1760年代以降のランポンで頻発した「海賊」や「密輸」を、当時発展していた中国向け貿易の一環として論じる。18世紀の清朝下の中国の消費者社会の発展は、東南アジアの錫、胡椒、海産物や森林生産物の輸出を増加させた。マラッカ海峡では1787年にオランダがリアウを追放されて以降、リンガのスルタン・マフムードがブギス勢力やシアクのサイード・アリと結び、周辺地域への海賊行為をしかけた。海賊活動により略奪された商品は、カントリー・トレーダーズや華人商人に取引されたことが明らかにされる。1790年代イギリス、オランダ東インド会社による胡椒受給が大きく減少したが、広州における胡椒取引では、華人商人やカントリー・トレーダーズが果たした役割が大きかった

ことを、統計資料から説得的に論じる。

第7章「糖業の展開と境界社会の形成——華人移民のインパクトと越境貿易」は、18世紀終わりに出現した、バンテンとバタヴィアの周縁地域の砂糖栽培が展開したサダネ川流域の移民社会をとり上げる。バタヴィアの郊外（オンメランデン）の砂糖栽培は、18世紀の後半には燃料用の薪を得られるオンメランデン西部、サダネ川流域、バンテン東部に移動した。過酷な砂糖生産労働の疲れを癒すアヘンは、オランダ東インド会社の独占取引がなされていた。しかし、イギリスが1780年代インドにおけるアヘンの生産と貿易の支配を強めると、オランダは生産者からアヘンを直接入手することが困難になり、イギリス当局から高い値段で購入することを余儀なくされた。当初オランダからアヘンを購入した華人商人たちは、これを避けてイギリスとの非公認貿易よりもたらされる安価なアヘンを、バンテン沖の島々やサダネ川沖のプラウ・スリップなどで買い付け、サダネ川流域にもたらした。サダネ川流域のタンゲランやグレンディンが、コタ・バンテンやバタヴィアが人口減と経済活動の低迷に苦しんだと対照的に、アヘンなどの必需品を安価に供給し、経済活動を活性化させたことを論じる。

第8章「植民地国家の構築——統治の浸透と限界、1808-30年」は、1808年から30年までの村落まで取り込もうとした統治が、反発を招き、強制労働からの逃亡者たちが抗争と合流を繰り返し、ジャワラ集団（ローカル・ストロングマン）が地方において強大化したことを明らかにする。1808-11年のダーンダ尔斯治世からイギリスのラッフルズの統治（1811-16年）さらにその後のオランダ植民地政府の政策により、バンテンのスルタンは廃絶され（1813年）、この地域は西ジャワ州に編入された。州の下に県、県の下にさらに郡や副郡が設けられた。オランダ植民地政府は、既存の地方有力者を体制に取り込むだけでなく、信頼に足ると判断した人物をそれらの職に任命した。また住民は地代の金納化を義務付けられた。既存の地方有力者や王族は、これらの政策に激しく抵抗し、地域に騒乱をもたらした。こうしたなかで、ジャワラ集団が地方の政治抗争で重要な役割を果

たし、人々が植民地体制による社会の改変を表面的に受け入れながらも、その一部を無効化し、彼ら自身の安全と利益を確保するインフォーマル・システムを構築したことが示される。

本書は從来議論されてきた、17世紀の港市国家バンテンの隆盛と19・20世紀の植民地体制下で反乱が頻発した社会の間をつなぐ、意欲的な研究といえる。18世紀後半から1830年にいたるバンテン内陸部とランボンの社会が、経済的に停滞していたのではなく、自発的に世界経済と結びついていたことを論じる。当時のマラッカ海峡域の動向とも関連させつつ、バンテンの人々がいかに近代を生み出したかに迫っている。また18世紀の西ジャワの後背地社会の実態を明らかにしたことは、東南アジア史研究に新たな光を投げかける。小人口社会として語られてきた前近代の島嶼部において、土地所有の観念を形成させた興味深い事例を提示する。個々の章で提示された議論は斬新で、かつ全体として目指したテーマを効果的に追跡している。

課題として浮上するのは、18世紀内陸部の住民がいかなる世界観や価値観を構築したかということである。本書はスルタンが首都から内陸部にまで一定の権威を行使したことを見じつつ、スルタン権力のみに依存しない内陸民の多様な姿を描いている。港市支配者の内陸民への権力行使を、内陸民が彼らの観念のなかでいかにとらえていたか検討することが必要となろう。ここで興味を惹かれるのが、内陸民が港市支配者と同じ内陸部出身の血縁者とみなし、自らを土着先住民と位置付けた語りが、近世後期から近代にかけてスマトラ島などの島嶼部の後背地で記録されていることである。これらの語りは、土地の耕作権や所有権と緊密に連関している。本書の事例を、プリアンガンや中東部ジャワとともに、スマトラのガヨやバタックさらにミナンカバウの事例と比較するとき、港市と後背地をめぐる議論に少なからず寄与するものとなろう。

（弘末雅士・立教大学文学部）

市川昌広; 祖田亮次; 内藤大輔（編）, 『ボルネオの〈里〉の環境学——変貌する熱帯林と先住民の知』昭和堂, 2013, 240p.

英國植民地時代から農園開発などが進展したマレーシア領（サバ州・サラワク州）のみならず、オランダ植民地であったインドネシア領（カリマンタン諸州）も、今やいたるところで大規模農園開発が進んでいる。企業か地元住民かにかかわらず、皆が儲かることに手を出す。その結果、熱帯林は消失し、アブラヤシやゴムの農園がどんどん広がっている。それが人々の自主的な選択であればまだしも、そうでないケースも頻発している。

かつて評者が3年間滞在した1980年代後半、東カリマンタン奥地の高原地帯に住む人々は、森へ行って籐を探取し籠を編み、シカやイノシシを狩り、森の中を歩き回って樹液を含む木片（沈香）を探取していた。そして、それらの産物を近隣の町で塩や食料品などの生活必需品と交換して生計をたてていた。また、大河川の上流域の人々は企業による木材伐採現場での賃労働、川での砂金採集、森での沈香や籐の採取により現金収入を得ていた。中流域の人々は個人で所有し管理する籐園（見かけは森と類似）が重要な生計手段であった。

ここ50年くらいの時間枠で振り返ってみると、人々の生計手段は徐々に変化してきた。焼畑サイクルは次第に短くなり、大豆・カカオ・コーヒー・ゴムなど世界市場の動向に応じて儲かりそうな商品作物を導入する。また、沈香・籐・燕の巣など、その時々で市場価格の良い非木材森林産物を選んで採取し、現金の必要に応じて木材伐採労働など出稼ぎにも行く。これは、いわば自然生態系や経済状況の変化に対する恒常的な順応といえる。

この順応を可能としたのが森林生態系と焼畑農業である。焼畑農業により人々は重要な主食である米を確保できた。乾期が長引いて米が不作になってしまっても、森の中でイモ類や果実などを探索して凌ぐことができた。森や焼畑農業が安全網の役割を果たしたのである。だからこそ、人々は安心感を持ってその時々で儲かる生計手段を選択できた。これが焼畑民族の行動原理ではないかというのが

評者の暫定的な理解である〔井上2014〕。

ところが、2000年代後半から、企業による大規模なアブラヤシ農園の開発が急速に進みつつある〔河合・井上2010〕。アブラヤシ農園が開発されると、その土地でこれまでのように焼畑・ゴム園・籐園・カカオ園・果樹園など多様な土地利用を組み合わせての生計維持〔寺内他2010〕は、かなり長期間にわたってできなくなる。いわば、不可逆的な生活スタイルの転換が待っている。そればかりか、一つの村の中で賛成する人と反対する人が反目しあい、村人どうしの人間関係が崩れてしまうケースも見られる。何よりも、ボルネオ先住民の生計にとっての安全網であった森林が消失することの意味は計り知れない。さらには、企業とは関係なく自主的な選択でゴム農園を造成し、焼畑農業を止めてしまった人もいる。

こうして、生計維持のための安全網が外部の力でダメージを受けたとき、あるいは自らそれを捨て去ったとき、焼畑民族としての行動原理は劇的に変化するだろう。そして、それは先住民としての帰属意識にどんな影響を及ぼすのであろうか。このような問題意識は、評者が試みてきた研究、すなわち地域研究と政策研究を同時並行的に進め、かつ両者を繋ぐ研究を遂行するうえで必須である。

前置きが長くなつたが、以上述べた問題意識に対するヒントが見つかるのではないかと期待して、本書の書評を引き受けた。カリマンタンより一歩先に農園開発等が進んでいるマレーシア側の研究が評者の問題意識に対して何を語ってくれるのだろうか……。

本書は、ボルネオ島の人々が暮らす「里」を舞台とし、人々が有する「知」を切り口として環境の変化にどのような影響を受け、どう対応しているのかを描いたものである。各章では、フィールドワークによって集められたデータが示されており、これが本書の価値を高めている。紙幅の制約上、ここではデータを執筆者たちがどのように読み取り解釈しているのかに焦点を絞って紹介し、批評したい。

第1章（小泉都）は、森林内のすべての植物を知っていると豪語する西ブナンが実際にきわめて豊かな植物知識を持っていることを量的データ

で示し、他の集団との比較検討をおこなっている。知識の枠組は集団により異なり、それに沿って個人の学習が方向付けられるとともに集団に蓄積される知識が方向付けられ、その結果として互いに異なる豊かな植物知識を発達させてきたという考察は説得力がある。しかし、近年の生活の変化と知識に関する考察において、知識の運用を支える社会的な仕組みがなければ知識を生かせないという指摘自体は魅力的だが、データと論理展開が十分でない点は改善の余地があると思う。

第2章（祖田亮次・目代邦康）は、河川災害の原因について、自分自身の観察および専門家やメディアからの情報を組み合わせて語られるイバンの人々の説明と、地形学や水文学による科学的な説明を対比させる。そして、先住民と科学者が対象とする時間と空間のスケールに大きな差があるからこそこの両者にズレが生じること、および人々は「腑に落ちる」説明を必要としており、神話創造のプロセスと類似するとの指摘は魅力的である。この章はここまで十分な価値をもつ。地形学や水文学が何を提供できるのかという最後の部分で提示した問いは蛇足のように思う。

第3章（市川昌広）は、里での様々な林齢の二次林を主とするモザイク景観の形成過程を解説し、その生物多様性は原生林と比べて低いが、「暮らしおの生物多様性」（先住民の暮らしからみた生物多様性）は必ずしも低いわけではないことを示している。そして、景観に変化をもたらす要因としてアブラヤシ栽培と人口流出を挙げて検討している。ロングハウス全戸数の大半が空き室となっている現状には驚かされた。評者のフィールドである東カリマンタンのアポカヤン地域では、1988年までの約20年間で人口が約4割に減ってしまったが、これはロングハウスごと下流へ移住したためであった。日本の農村研究の言葉で言うと「拳家離村」型の人口減である。これに対して、サラワクの場合は年に数回は村に戻ってくるようなので、「出稼ぎ」型の人口減のようだ。また、筆者は先住民の有する「身の丈の技術」を重視するが、「身の丈」自体が変化し巨大化すれば自動的に住民自身による大規模アブラヤシ農園を生み出すという重要な論点を提起している。ただ、最後のところで

里の知の消失に対応する道として人々の価値観の転換を提倡しているのは安易だと思う。もっと具体的な政策的含意として経済や社会のしかけの方向性を示して欲しかった。

第4章（加藤裕美・鮫島弘光）は、木材伐採により哺乳類の多様性が打撃を受けるなか、アブラヤシやアカシアのプランテーションを利用している哺乳類がいて、種によっては生息数を増やしていることを示している。そして、定住した狩猟採集民シハンが、プランテーション化による動物生態の変化について新たな知識を蓄積・融合・再生産させつつ、周辺環境に順応していることを詳説している。伝統的生態学的知識が急激な近代化に対して可変的であり可塑的であることを実証した点にこの章の価値がある。この事実からどんな政策的含意を得るのかについて筆者なりの展開が欲しかったところだ。

第5章（内藤大輔）は、森林認証制度の導入によって持続可能な森林経営の体制が強化される過程、すなわちサバ州政府が推進する科学的林業の進展とともに伐採施業区の境界が厳格に守られるようになるとともに、先住民オラン・スンガイによる従来の環境に負荷の少ない森林利用が衰退してゆく様を描いている。村周辺の川沿いで住民グループが非公式に実施するムミンギールという伐採作業は、カリマンタンでのバンジルカップを彷彿とさせるものである。「科学的林業」による「持続性」の保障により資源管理に正統性を付与し林業局の権限拡大をもたらしたという考察は妥当である。しかし、先住民がその地で暮らし続けていくために必要な森林利用を保障することではじめて「持続的」といえるのではないかと章末で問いかけているが、今やこの問い合わせへの答えを示唆すべき時がきているはずである。

第6章（森下明子）は、サラワクの州主席大臣や伐採・プランテーション企業の相互関係を中心に、1980年代以降には木材資源をめぐる強固な利権構造が構築され、1990年代半ばから早生樹の植林事業、1990年代後半からはアブラヤシ・プランテーションをめぐる利権が政権基盤を維持するために利用されたことを詳述していて興味深い。この過程で先住民による里の利用が制限されていた

ことは確かであるが、国内外のNGOの支援を受けてGPSなどの新たな技術や知識を活用して対抗する術も身につけてきている。一方で、サラワク生物多様性センターによるバイオテクノロジー分野の投資推進など伝統知の政府による利用も進められている。このような「知をめぐるせめぎあい」のなかで筆者は、州政府と企業が、先住民と協働して持続可能な森林の利用と保全に取り組み、新しい知の枠組が生成されることに期待する。しかし、現在の利権構造からこのような期待できる状況へと移行させる手段として示唆されているのは先住民による投票であると述べるにとどまっている。先住民の投票行動への筆者自身の深い理解の内容をもっと詳細に解説・展開して欲しかった。

冒頭で述べた評者の問題意識に関連し、本書を読んで確信したことがある。それは、人々の生計にとって安全網として機能していた森林生態系と焼畑農業が大規模農園に取って代わられた後であっても、人々はそれなりに自然や社会の環境に順応して生きてゆくということだ。ただし、そのような変化が良いことなのかどうか判断することはできない。にもかかわらず、研究者はどのような変化の様を記述し、何らかの政策的含意を導くことができてしまう。そもそも、そのような変化を外部からの影響による変容として受動的に描くのか、生存・生計のための戦略として能動的に描くのか……、研究者の価値観や立場性により描かれる物語は趣を異にし、それに依拠する政策的含意も変わってくる。「里」や「知」の変貌を検討する際に、このようなメタな視点から具体的なフィールドワークの成果を照射してみる作業も必要だと思う。

ボルネオのみならず熱帯地域の先住民による自然利用と知について興味を持つ多くの人に読んでもらいたい本である。

(井上 真・東京大学大学院農学生命科学研究科)

引用文献

- 井上 真. 2014. 「ボルネオ先住民の行動原理（コラム6）」『教養としての森林学』日本森林学会（監修）、井出雄二；大河内 勇；井上 真

（編），135-136 ページ所収。東京：文永堂出版。
河合真之；井上 真. 2010. 「大規模アブラヤシ農園に代わる『緩やかな産業化』の可能性——東カリマンタン州マハカム川中上流域を事例として」『林業経済』63(7): 1-17.
寺内大左；説田 巧；井上 真. 2010. 「ラタン、ゴム、アブラヤシに対する焼畑民の選好——インドネシア・東カリマンタン州ベシ村を事例として」『日本森林学会誌』92(5): 247-254.

本名 純. 『民主化のパラドックス——インドネシアにみるアジア政治の深層』岩波書店, 2013, 215p.

豊富なデータに裏打ちされた現代インドネシア政治の鳥瞰図を得ることができるだけでなく、政治エリート間の闘争の物語としても読み応えがある。しかも、民主制の後発地域アジアにおける、民主主義の制度と実践のあり方についても思索をうながす好著である。

スハルト体制崩壊後、とりわけユドヨノ政権以降のインドネシアは、民主化の成功例、民主制の定着事例として語られてきた。すなわち、若い労働人口と豊かな天然資源に支えられた堅調な経済成長を背景に、新旧両体制のアクターが民主的なゲームのルールに則って政治をしており、結社や言論の自由の分野で多少の揺り戻しはあるものの、他の東南アジア諸国に比べれば自由で民主的である、というものである。しかし、日本の新聞でもおなじみのこのような評価は、大臣や国会議員、さらには憲法裁判所長官をも含む汚職事件や、地方部における暴力をともなう紛争といった現象と、どうもなじまない。また、スハルト体制期に大きな政治・治安機能を有し、また経済的利権も享受してきた軍部が、なぜ民主的ゲームのルールに従い続けているのかという疑問も、当然に投げかけられてしまるべきである。

こうした違和感は、本書の次のような主張によって解消される。民主化後の政治家、国軍、警察といった主要アクターは、利権の分配や政治権力の分有の恩恵に浴しており、既存の民主的なゲームのルールを否定する動機を持たない。この

ようなエリートの民主制への恭順を担保しているのは、大臣など行政府ポストに付随する許認可権や公共事業、さらには地方紛争や対テロ作戦を大義として維持される軍の治安維持機能や国軍ビジネスといった実利である。こうして、インドネシアの民主制は、金権政治や暴力を基層力学として定着、安定している。

そもそも、1998年のスハルト大統領退陣は、血縁者やイスラーム勢力を重用するようになったスハルトに反発した国軍内勢力やゴルカル議員が、民主化や汚職撲滅を主張していた改革派に迎合することで実現した。こうして、インドネシアは、旧体制の既得権者を抱えつつ、競争的普通選挙の実施、人権法の制定、憲法裁判所の設置、分権化や地方選挙の導入、さらには国軍機能の限定、シビリアン・コントロールの確立と、自由民主主義の制度整備を着実に進めていった（第1章、第2章）。

ただし、制度改革の原動力の中心に、利権の確保をめざす旧体制エリートがいたことが、その後の民主制の実践に大きなインパクトを与える。たとえば、民主化後に制度化した連立政権という政府のあり方は、政党が許認可権や公共事業へのアクセスを模索した帰結であり、政治家の腐敗をともなうものだった。また、国軍が対テロ作戦や地方紛争を盾にして、軍管区システムや地元ビジネス利権を確固たるものとしたのも、この時期だった（第3章）。

インドネシアの民主制が定着したのは、2004年の直接選挙によって大統領に選出されたユドヨノ政権期である。ユドヨノは、クリーンなイメージを売りに選挙戦を制し、有権者の支持を権力の源泉とする初の大統領となった。ただし、政権の看板であった汚職撲滅は、野党議員を中心とする政敵を主な対象とするものにとどまり、また、選挙会計の不明瞭さや選挙期間中のバラマキなど、イメージとは異なる実態があった（第4章）。

このような金権政治の蔓延と並行して民主化後のインドネシア政治を特徴づけているのは、公式、非公式の暴力の制度化である。移行期の焦点の一つであったシビリアン・コントロールは、軍内部

の「改革派」が軍内の敵対勢力を排除するための手段として促進され、国軍は従来の治安機能を手放し、対外防衛に専心することになった。しかし、スハルト体制下の歪んだ分配によって地方部で鬱積していた不満が、民主化後に分離独立運動やテロ、住民紛争といった形で噴出したことを利用して、国軍はなし崩し的に軍管区システムの維持、テロ対策権限の獲得、ビジネス利権の確保を進め、文民統制の「実践は形骸化」（p.167）した（第5章）。治安維持や政治における暴力の役割は、国軍だけに限らない。スハルト時代に、抑圧のためのエージェントとしてインドネシア政治に組み込まれたプレマン（やくざ）は、警備業界の許認可権を握る警察と癒着しながら、治安維持や地方政治において大きな役割を果たしている（第6章）。

政府指導者から地元やくざまで、多様な当事者たちと対話し、彼らのアイデアに寄り添うという方法を通じて構築される本書のインドネシア政治論は、「民主化の成功例」という一般論を見事に覆している。さらに、このような一般論のもとで「質の悪い民主主義の実践」を看過することが、「質の悪い民主主義を謳歌している権力エリートたちを喜ばすことはあっても改革勢力の助けにはならないし、むしろ妨害にさえなりかねない」（p.206）という主張には、説得力がある。

また、当該国家の「習慣や価値観」を考慮せずに「欧米で作られたテンプレートを移植すること」の危険性の指摘は（p.16）、民主化研究や政治体制研究への重要な警告である。そもそも、自由主義と民主主義の結合である現代の民主制を実践することの難しさは、自由主義者や戦後アメリカの政治発展論の文献で、再三にわたり指摘されてきたとおりである。自由民主主義としての民主制の実践においては、多数者の権力に対する制限への信念の有無が、決定的な重要性を持つ。この原則は、多数者の権力をもってしても否定され得ない個人の自由や法の支配を支え、有権者へのアカウンタビリティを政府に対して課すものであり、現代民主制の柱をなす。

とはいえ、このような原則の内面化には、権力者と非権力者との長年にわたる激しい闘争を通じ

た学習や、自由の侵害に由来する深いトラウマが必要である。そのような歴史的背景を持たず、自由主義原則が十分に根付いていない国に民主的制度が導入されたとしても、その運用は期待されるほど自由にも民主的にもならないだろう。

司法の独立が確保されているか、選挙が自由で公正か、民選の権力が政府を構成しているか、といった制度的要件のチェックリストを作り、ランク付けするという今日の主流の民主制の捉え方は、「質の悪い民主主義」の原因究明には役立たない。これに対して、地域研究的手法で、既存の政治制度を均衡させている政治勢力間の闘争と彼らの奉じる価値観や信念を浮き彫りにし、制度を支える利権の分配や暴力を明らかにしていくという本書の手法は、主流の民主化研究を乗り越える力を持ちうる。

他方で、金と暴力を軸にした本書の現代インドネシア政治に対する評価と分析枠組みについて、次のような疑問も抱いた。

まず、旧体制エリートが民主制に順応しつつ利権を死守する様が描かれるなかで、「スハルト時代のゴルカル支配の選挙手法を復元させたもの」(p. 215) や「スハルトの亡靈」(p. 137) といった記述があらわれる。こうして本書は、1998年以前の体制からの継続性を強調する。それでは、1998年以降に導入された一連の民主的制度は、旧体制エリートの利益を損なわないから存続できているだけの、権力政治の付属品にすぎないのでしょうか。

合法的な異議申し立ての空間を得て活性化する改革団体やメディア、「司法の政治化」として語られる憲法裁判所による立法や行政への介入は、新たな制度がもたらした現象である。このような動きやそれらを保障する制度は、権力者に対してある種の制限をかけてはいないだろうか。もし、制度が権力を制限することに成功しているのであれば、民主化をスハルト体制からの脱却と評価することも可能なのではないだろうか。さらに、政治アクターの行動やアイデアに対する民主的制度のインパクトの有無に関する分析があれば、「欧米で作られたテンプレートを移植」することの限界を、より強力に主張することが可能だったよう思う。

また、エリート間の権力政治の分析に重きが置

かれる一方で、非エリートに関する関心が薄い印象を受けた。エリート間の利益分配によって支えられる談合政治は、分配する財があり、かつ主要な政治アクターが談合に参加している限りにおいて、政治体制の安定をもたらす。しかし、分配する財が逼迫したり、談合の外に置かれたアクターが勢力を拡大すれば、安定は損なわれる。特に、エリート間の談合が制度化、長期化すればするほど、非エリートの疎外感は強まり、エリート政治に挑戦する運動が生起する可能性が出てくる。実際、「庶民派」を売りにしたジョコ・ウイドドが2014年大統領選挙を制したことは、非エリートの異議申し立てが、インドネシア政治の大きなうねりを作り出していることの証左なのかもしれない。このように考えると、エリートを中心とした分析枠組みには限界があるように見える。

最後に、本書の副題である「アジア政治の深層」とは一体何なのだろうか。本書はこの点について、明示的には語らない。

しかし、本書に刺激され、考えた。行き過ぎた単純化のそしりを恐れずにいえば、今日のアジア政治はこのようなものだろう。グローバリゼーションの恩恵を受けた急速な経済成長の裏で、雇用リスクや低所得を強いられるグループがいる。しかし、いくつかの国では、彼らの利益を代表する政党は存在せず、選挙は政治エリートのイメージ戦略にもとづく人気投票と墮す。他方で、不公平な分配に憤る非エリートたちが覚醒し、運動を組織化したり、政党によって動員されたりする国もある。しかし、そのような国では、激しい競争にさらされるエリートが民主的制度を侵害し、利用し、時には壊したりしながら権力にしがみつこうとする。政策にもとづいて競争する政党が発達せず、アカウンタビリティが低く、制度が政治に屈服するような「民主制」のもと、政治エリートの支配が固定化し、談合やエリート間取引による決定が慣習化し、時には基本的なルールさえ議論なしに変更され、有権者の意志とは遠く離れたところでの政治が常態化していく。

インドネシアでも、マレーシアでも、タイでも、フィリピンでも、そして日本でも、このような実態がある。当事者たちの怒りや希望を敏感に読み

書評

取り、アジアの民主制の問題を指摘しつつ、よりよい民主制のあり方を模索する。そういう仕事ができるようになりたいと、本書の読了後に思った。やはり、好著である。

(鈴木絢女・同志社大学法学部)

高橋勝幸.『アジア冷戦に挑んだ平和運動——タイ共産党の統一戦線活動と大衆参加』
早稲田大学出版部, 2014, 406p.

はじめに

本書は、著者が早稲田大学大学院アジア太平洋研究科に2008年度に提出した博士論文「冷戦初期タイ国の『平和運動』」に加筆したものである。その内容は、1950年10月に開始したタイにおけるストックホルム・アピールへの署名呼びかけ（平和運動）から、1952年11月の平和運動への一斉逮捕（平和反乱）までのタイ政治を、タイ共産党に焦点を絞りながら考察したものである。

本書の構成

本書は3部構成になっており、第I部では、平和運動の国際的な背景とタイにおける運動の展開が記述されている。第1章では、平和運動は、アメリカの冷戦政策である核開発とソ連封じ込め政策に対抗するソ連の世界戦略であることが説明されている。タイ政府はアメリカの冷戦政策に便乗して反共政策を実施し、アメリカから援助を引き出し、権力基盤と独裁傾向を強める一方で、タイ共産党はソ連主導の国際共産主義運動に従い、反米政策的な平和運動に着手したことが指摘されている。

第2章では、タイの平和運動の発展過程として、タイでは、ストックホルム・アピールが採択された1950年3月から7カ月後の50年10月末から、同署名運動（平和運動）が開始されたことが示されている。署名運動を進める一方で、タイ共産党を中心にタイ国平和委員会が発足されたこと、タイ共産党は平和運動を促進するために、クーデタをめざす救国運動グループとの統一戦線の構築を

めざすが失敗したこと、さらに、タイ政府は、左翼取り締まり政策により、タイ共産党と救国運動関係者を逮捕したことが記述されている。

第II部は、第3章、4章、5章によって構成されている。第3章では、平和運動の統一戦線の中核を担った学生、ジャーナリスト、労働者、僧侶の活動を詳細に記述している。さらに、第4章では、中国共産党系の在タイ華僑の政治活動と平和運動に焦点を絞り、在タイ華僑の政治活動を中国共産党タイ支部の機関紙『全民報』の平和宣伝記事から分析している。第5章は、地方の平和運動として、サコンナコーン県の平和運動とシーサケート県の共産主義運動について、関係者とその家族へのインタビュー調査に基づく記述がされている。

第III部は第6章と終章によって構成され、まとめと課題が書かれている。第6章では、平和運動の発展要因として、第二次世界大戦の経験、冷戦状況、社会主义思想の普及、運動組織の成立を挙げ、平和運動の阻害要因として、政府の抑圧、共産主義の制約、政治志向等を挙げている。終章では、6点の新たな知見と3点の残された課題が示されている。

本書の意義

本書の第1の意義は、一次資料とインタビューを元にした詳細な歴史研究であるという点である。したがって、本書はまずもって新たな事実を提示した歴史研究として高く評価されるべきであろう。本書は、タイ語・中国語の新聞、タイ・イギリス・アメリカの外交文書、そしてインタビューといった一次資料に基づく資料的に信頼度の高い歴史研究である。とくに、共産党の統一戦線の中心的存在であった、学生、ジャーナリスト、作家、労働者、僧侶らの新聞や雑誌に発表された言説を中心に記述されている。さらに、タイ共産党を支持する華僑に注目し、その機関紙である『全民報』を詳細に検討している。

第2は、先行研究がなしえなかった地方の平和運動の展開にも研究の範囲を広げ、関係者へのインタビューを実施した点である。東北タイのシーサケート県での共産主義運動関係者とのインタ

ビューは、当時の地方の政治を知るうえで第一級の史料となろう。

第3は、1950年代初頭のタイ政治を研究する者にとって、非常に貴重な資料を提供してくれている点である。比較政治研究やタイ政治史分析をする際に必見の先行研究となるであろう。

本書からの考察

次に評者の関心事から、2点について論じたい。第1に、平和運動をタイ政治のなかでどう評価するかという問題である。とくに、著者は平和運動の第1の特徴をその「大衆性」だと強調する（p. 352）が、それは政治的にはどういう意味か。

上述のように、本書は一次資料に基づいた歴史研究である。ただ、事実の記述が主たる目的であっても、無限の事象からあることがらを「事実」として記述する場合、何を選び出し、どのように整理するかの判断をしなければならない。その時、重要になってくるのは理論であろう。

政治理論的な観点からするなら、1932年の立憲クーデタ以降、1980年代までは、タイにおける政治は王族、官僚、軍といった伝統的支配エリート内の権力闘争として展開したとするリッグスの「官僚政体」論が有力である。近代国家形成によって、バンコクや地方の大衆は、バンコクの伝統的エリートの統治下に入るが、あくまで政治的には客体であり、主体的な政治アクターではなかった。エリート政治に対して大衆が政治の主体として継続的に参加するのは、1980年末以降である。その原因は、タイ経済がグローバリゼーションに巻き込まれ、経済社会構造が劇的に変化することで、まず、経済エリートが政治参加を求め、次にバンコクの中間層が政治参加を求め、さらに農民層や地方の中間層が政治参加するようになったからである。

その過程の結果として、2014年5月22日に軍部によるクーデタが発生し、タクシン派のタイ貢献党政権が倒された。このクーデタ発生の背景は、王族・国軍・官僚などの伝統的支配エリートと対抗エリートとのエリート間政治が、バンコク中間層と農民や地方中間層の政治参加に連動した点に

ある。選挙で少数派のバンコク中間層が伝統的エリートと政治同盟を結び議会制民主主義を軽視していることが、マスの政治参加後の軍や司法による権威主義体制が容認される条件を作っている。

このように、国家レベルの政治に地方や大衆が、どれだけ、どのように関わったのかという観点からすると、今日のタイ政治と1950年代初頭のタイ政治は大きく異なっているといえる。

上述のように、1950年代初頭のタイ政治がエリート間政治が中心である官僚政体であるとするなら、大衆政治は大きな意味をもたないことになるが、本書はこの点についていかなる議論を提供するであろうか。著者は、平和運動と平和反乱はタイ政府への脅威とはならず、タイ政府のこれらへの対応は、エリート間の権力闘争の中で、その一方がアメリカの支持を得たり、ライバルを出しうたりするための小道具でしかなかったと指摘する。第2章では、パオ警察局長は1952年11月10日、平和運動に携わった人を含め、共産主義の疑いのあるすべての人々の一斉逮捕を開始し、一斉逮捕の3日後には、反共法を成立させたことが指摘されている。また、この事件は「平和反乱」と呼ばれるが、平和委員会がクーデタを企てたわけでもなく、救国運動が反乱を起こしたわけでもなく、武器すら用意していなかったことを明らかにしている。そして、パオによるこの左翼弾圧の背景には、アメリカの共産主義勢力弾圧の要請と、パオとサリットやピブーンとの権力闘争があり、パオは、ピブーンやサリットに対し、優位に立とうとしたと指摘している（pp. 116-122）。

その一方で、著者は平和運動が「大衆参加」であったと主張しているが、それはエリート政治に挑戦するマス政治があったということか。むしろ逆に、本書はタイ共産党は弱体であり、その存在は支配エリートにとては体制的危機とはならなかつたことを立証してくれるのではないか。たとえば、1950年代初頭に共産主義運動と平和運動が盛んであった地方は、サコンナコーン県サワーンデーンディン郡とシーサケート県ムアン郡クーソート区の2地域であった（p. 288）というが（調査地の選定に関しては著者からの丁寧な説明がある〔高橋 2014: 114〕），これはタイの支配体制への

深刻な脅威といえるか。

この点に関し、スレーター（Dan Slater）によれば、マレーシアとシンガポールはその独立後の国家形成過程で、国内の反政府勢力（華人の共産党）が非常に強かったために、支配エリート層が一致団結を図り、政党を中心に強固なエリート支配を確立した。他方、タイとフィリピンでは、戦後の国内の反政府勢力がそれほど深刻な脅威を支配エリートに与えなかっただため、エリートは分裂的な構造となり、政治変動はエリート間の「派閥闘争」を中心に展開されてきたと説明する [Slater 2010]。

タイ共産党は支配エリートにとって脅威であったのか、あるいは脅威でなかったのかについては著者の主たる関心事ではないが、本書からはあまり脅威ではなかったということが読み取れるであろう。

第2に、著者は平和反乱後の共産党の非合法化が、共産党を武装闘争に向かわせたというが、インドシナをめぐる米を中心とする国際政治も、タイ共産党に大きな影響を及ぼしたのではないか。5章で平和運動と地方工作は結果として、タイ共産党の武装闘争に道筋をつけたといえよう（p. 322）といい、終章（p. 355）で、タイの「平和運動」の8番目の特徴として、平和運動弾圧の結果、タイ共産党の戦略が平和闘争から武装闘争に方向転換がなされたと指摘している。タイ共産党は1950年代初頭まではバンコクの華人中心の平和的活動であったのが、1965年以降、地方の国境地帯での武装闘争が中心になった。1965年はベトナム戦争が本格化する年である。冷戦期のタイ政治は米中関係の「代理政治」を展開していた部分があり、国際環境の変化への視点も有益であろう〔高橋2014: 113-114〕。

ただし、以上の考察は、あくまでも評者の関心からのものであり、もとより本書の描こうしたことではない。したがって、これは本書がもつ一次資料に基づく優れた歴史研究の価値をいささかも損ねるものではない。

（高橋正樹・新潟国際情報大学国際学部）

参考文献

高橋勝幸. 2014. 「自書を語る——『アジア冷戦に挑んだ平和運動——タイ共産党の統一戦線活動と大衆参加』」『タイ国情報』7月号: 104-115.

Slater, Dan. 2010. *Ordering Power: Contentious Politics and Authoritarian Leviathans in Southeast Asia*. New York: Cambridge University Press.

高城 玲. 『秩序のミクロロジー——タイ農村における相互行為の民族誌』神奈川大学出版会, 2014, 354p.

本書は、タイ中部地方上部に位置するナコンサンカン県一農村を舞台とした民族誌的研究の成果である。舞台となった農村では、多種多様な日常生活が繰り広げられる。農村民は常に他の人々と関係をもち、そうした「相互行為の積み重ねによってタイ中部農村の日常生活が営まれ、そうした相互行為の束が村における社会関係や社会の秩序、社会へつながっていく」(p.2)といえる。本書の目的は、「タイ中部農村における人々が、日常生活においていかに行為しているのか、また、そうした日々の相互行為が社会の秩序、社会といふように結びついているのか」(p.2), その過程を明らかにすることである。別言すれば、「日常的な相互行為のミクロな態様を示し、そうした相互行為が幾重にも積み重ねられていく過程、すなわち関係性として社会の秩序が生成されていく過程」(p.2), 描き出すことである。

そのために筆者は、相互行為が密におこなわれる場を対象として分析する必要があるとする。第1章（序論）で先行研究を検討して本書の視角の新しさを主張し、第2章では宗教儀礼における集まりの場をとりあげる。さらに第3章では、国家との関係が生じる場、第4章では農業労働の場、第5章では地方首長選挙の場（政治の場）と、検討する場の範囲を広げていく。第6章では以上の章の要約と筆者の結論が述べられる。

各々の場において取り上げられる人々の相互行

為をまず紹介しておこう。宗教儀礼としては、ソンクラーン（タイ正月）での場面が取り上げられる。有力者の世帯では、ソンクラーンに大勢の人が集まるが、そうした状況は、その家が親族内や村内に占める地位を可視化しているという。またタンブン（寄進）儀式では、寄進した額の多寡が人々から見られ、人々に知らされることで可視化される。またトート・パーパーという儀式でも、村人や外部の人が集う場で、外から寄進に来る人があり、彼らが村人とは異なる（卓越する）存在であることが可視化される。そしてそうした村外の人と接触できる村民も、一般的のそうでない村民とは違うことが確認される。あるいはこうした宗教儀式にともなう会食が、どれくらいの規模でおこなわれたかということも、村人間の違いを浮き立たせる。

第3章「村の中の国家」では、村内でおこなわれた政府主催の研修等の様子が描かれる。灌漑設備利用の研修では、研修参加者の間から、（研修を担当した）農協は「よい仕事をする」「よい組合」という言葉が出てくるという。「良い」というのは研修で繰り返して使われた言葉であったが、その中身については説明されることはなく、「国家から与えられた『組合=善良』というレッテルが、無意識のうちに模倣され、正統なものになっていく」(p.105)。二つ目に取り上げられるは、ルーカスア・チャオバーンという国家主義的志向をもつ村民ボランティアの研修である。研修では、国王贊歌、王妃贊歌、三本指で敬礼などを復唱、反復させられることで、民族、宗教、国王の重要性が当然のように個々の身体に浸透していく。三つ目は、村の中でおこなわれた国王誕生日の祝賀行事である。そこではバンコクで首相が述べた祝辞を村人が反復復唱する。国王の身体との直接的な相互行為はないが、肖像画や電波を通じた擬似的国王への行為が一方的に繰り返されることによって、国王の存在感が肥大化するという。

第4章「農業労働の場」では、稲作における労働提供の状況とそれに関連する人々の関係を、アパイを主とする一農家の事例で詳しく述べる。誰がどういう作業を何時間おこなったか、だけではなく、その前後に何をしたか、休息のとり方、作

業中に出されたおかげの品数にいたるまで叙述される。農作業における相互行為として三つの事例が分析される。ひとつ目の事例では、稲刈り機の調達において相手を気遣う会話が交わされていることが示される。単に目的（稲刈り機とその作業者を依頼する）ということが機械的に交渉されるのではなく、相手の気持ちに配慮しながら交渉が進んでいる様子が描かれる。それによって二人の間の関係や差異性が生み出される。二つ目の事例では、会話の中で稲刈り作業のホストであるアパイを評価する内容になり、それによってホストと作業手伝いの人たちとの関係性が再構築、再認識される。三つ目の事例では、東北タイの出稼ぎ労働者に対する軽蔑的な表現を通して、村人が自分たちの卓越性を確認している。

第5章「ガムナン選挙の場」では、調査行政区（タンボン）でジャーイとブンという二人の村長がガムナンの座を選挙で争った例が取り上げられる。筆者はブンの側で起きた選挙をめぐる村人の相互関係を観察した。筆者は、個別訪問、饗応、買収の三つの場面について、候補者やその親族、運動員、票のとりまとめ人、一般村民（有権者）の会話とそこでの振る舞いを記述し、その意味を解釈する。例えば、饗応でのある会話でブンは、買収=悪、飲食して語り合う=善という対立図式をつくり相手候補を前者、自分を後者とする図式を作ったという。またある女性の村民が饗応の場でブンに挨拶をしたが、それをブンが無視したという場面がある。ブンは女性が対立候補から買収されたと思っていたようだ。女性の夫や弟がブンの無視を見て、買収はない、ブンはえらい人だというような発言をした。こうした発言を筆者は、ブンの力を呈示しているものと解釈する。

いずれの場面でも筆者の記述は詳細を極める。単に何が行われたか、にとどまらず、だれがどういう動作をし、どういう発言をし、どういう反応が起きたか、さらにはその出来事に至るまでの事情や手続きまで述べられることもある。筆者が本のタイトルを「ミクロロジー」としたのは、まさにこうした筆者の研究方法を表している。評者はかつて東北タイの農村に住み込んで調査をしたこ

とがあるが、その時には見かけることのなかった出来事も数多く含まれている。例えばルーカス・チャオバーンの研修やガムナン選挙運動の様子などは、そうした機会に恵まれなければ調査ができないことでもあって、筆者によって記録された事実はたいへん興味深いものである。

しかしこうした事実の紹介自体は、筆者の目指したものではない。詳細な記述を通して明らかにしたかった理論的なテーマがあったのであり、それについて論じなければ本書の書評としては全く不十分であろう。

さて筆者のテーマとは、日々の相互行為が社会の秩序を生成していく過程を明らかにすることであった。そのために日常の行為を詳細に観察したのである。こうした方法は、序論部分でおこなった先行理論の検討に基づく。すなわち、慣習的行為（行為の繰り返し）が社会秩序を作るのだが、ブルデューはそれを「ハビトゥス」という曖昧な概念でしか説明していない。そこでゴッフマン流の行為戦略や行為過程を詳細にたどることで慣習的行為の中味を明確化する、というのが筆者の分析戦略である。

評者はこうした理論に詳しいものではないので、本書の実証部分を読んで感じた疑問を述べることで、本書を評論する。まず本書が取り上げる日常の相互行為が、社会秩序の形成につながる過程を本書の分析で示しているだろうか。そもそも日常行為はきわめて短期的に発生消滅する行為である。その個々の行為が、社会秩序形成という長期の変化につながっているということをどのようにして証明するのであろうか。

本書に出てくる事例は、その多くがむしろ社会秩序に従って人々が行為していることを示しているように思われる。たとえば農業労働のところで、アパイの隣宅に住むイサラがアパイに無償の農業労働を提供する場面がある。これは二人の間にパトロニークライエント関係があるからであって、こうした社会秩序がアパイとイサラの言動に反映している。こうした社会秩序に基づいて二人がおこなったひとつの日常行動は、社会秩序を確認したことにはなるだろうが、社会秩序を作ったかどうかまではわからない。たしかに一回の相互行為

が既存の社会秩序を「強化」する面はあろうが、そうした「変化」はやはり長期的にしか確認できないことである。

むしろ社会秩序の「生成過程」を短期の相互行為から説明しようとするならば、社会秩序が変化した場面こそとらえるべきであろう。ところが筆者は本書の残された課題として、社会秩序が変化する事例をあまり取り上げることができなかつたと述べている。筆者にしてみれば上記のような批判は想定の範囲内のようにあるが、本書の課題設定からすれば、「残された問題」とするにはあまりに大きいように思う。

また筆者の取り上げた相互行為が事例として代表性をもつかについても、検討の余地があるようだ。たとえば国家との関係についていえば、研修に参加した村人には国家の政策が「良い」、あるいは国家に「尽くす」という認識（秩序）が作られた（強化された）かもしれない。しかし同じ村人が別の場面では、国家に対して正反対の認識を形成することがある。たとえば交通違反を理由に警官につかり、暗に賄賂を要求された、というようなことはよくあることである。そこでも警察（国家権力）と村人の相互交渉が起きるわけだが、生成される社会秩序はずいぶんと違ったものになろう。筆者がとりあげた相互交渉は、無数の相互交渉のうちの数例に過ぎず、その数例がどうしてあまたの相互交渉を代表できるのだろうか。

さらに取り上げた出来事の解釈についても疑問が起こる。たとえば、前掲の「ブンが饗応に来た女性を無視し、その親族が取りなした」という場面についてみる。筆者はブンの力を示しているものと解釈しているが、村人達は対立候補とコンタクトがあるにもかかわらず、ブンの饗応に来ていることに後ろめたく感じ、場を取り繕っているだけかもしれない。買収しないというブンの説明を、その場では受け入れているように見える村民であるが、本当にそう思っているかどうかは、怪しいものである（そもそもすでに食べ物で買収しているのであるから）。問題としたいことは、どの解釈が正しいかではなく、正しいかどうかを判断できることがないという点にある。つまり反証可能性の問題があるように思う。

先に述べたように、本書でとられた手法と実証が人類学や社会学の理論に対してなしえた貢献について、評者は評価をする能力をもたない。本書はタイ研究者だけでなく、こうした方法論に関心のある読者からも評論されるべき労作と考える。

(重富真一・アジア経済研究所)

伊藤正子.『戦争記憶の政治学——韓国軍によるベトナム人戦時虐殺問題と和解への道』
平凡社, 2013, 292p.

本書を一読してまず感服したのは、ベトナム研究の専門家である筆者がよくぞここまで韓国のこととを調べあげて、ベトナム戦争の記憶をめぐる韓越比較研究を立派に成し遂げたことである。韓国軍のベトナム戦争参戦の記憶については金賢娥著・安田敏朗訳『戦争の記憶 記憶の戦争 韓国人のベトナム戦争』(三元社, 2009年)などの先行研究があるが、本書はそれらに依拠しつつさらに深めており、2009年以降の韓国における「国家有功者」顕彰や「ベトナム参戦碑」建立の動きもきちんとフォローしていて、非常に勉強になった。東アジアにおいて相互の「戦争の記憶」を冷静に突き合せていく調査・研究がまさに必要とされている今、本書はベトナム現代史研究のみならず、東アジア現代史研究の大きな成果だと評価できる。さらに感服させられたのは、筆者も「日本の嫌韓右翼に利用されて、『あげあし』をとられる可能性もある」(p.12)と述べているように政治的に非常に微妙なテーマに取り組んだ勇気である。私もベトナム戦争の「戦争の記憶」の聞き取り調査をしているが、率直に言って、本書のテーマは自分の手に余るものと敬遠してきた。筆者は日韓両国の過激な言辞に惑わされることなく、「韓国のNGOや個人など民間の地道な活動が、虐殺を生き延びたベトナムの人たちの心を解きほぐし、記憶を捻じ曲げたり誤魔化したり過去にフタをすることによってではなく、記憶を新たにすることで、赦しと和解が生まれていく過程」(p.228)を見事に描き、こうした活動こそ、「実は被害者であるベトナムの人々との眞の和解を成し遂げることにつながっていることを、分裂したままの世論を抱える

韓国社会に、第三者の立場から訴える」(p.228)とする姿勢を貫き通した。この点は筆者に対しあおいに敬意を表したい。

本書で扱っているベトナム戦争の記憶は、韓国軍によるベトナム民間人虐殺事件の記憶である。いうまでもなくベトナム人にとってのベトナム戦争の記憶は、虐殺事件の記憶ばかりではなく「戦闘の記憶」や「北爆の記憶」などもあり、虐殺事件の記憶だけですべてを語ることはできない。筆者は、ベトナムが現在、「戦争の記憶」をナショナリズムの中核におこうとしている(p.202)とするが、虐殺事件の記憶の議論からだけでは直ちには一般化できないのではないだろうか。一方、筆者も指摘しているように虐殺事件の記憶は「公定記憶」の周縁的存在とされている。この点は爆撃の被害者などの民間戦争被害者の記憶と共通している[今井2013a]。これらの人々は「有功者」とはされておらず、補償の対象ともされていない取り残された存在である。国家において虐殺事件の記憶は、戦争中・戦争直後においては怨みを搔き立てて敵愾心を高揚させ、敵国を告発することに意味があり、実際、ベトナムでは虐殺現場や爆撃被災現場などに「憎悪碑」「怨みの碑」あるいは「復讐碑」が多数つくられている。戦後になると、かつての敵国との関係正常化における和解過程を象徴することに意味の重点が転じ、事実の究明や虐殺の生き残りの人々の意向はなおざりにされる傾向にある。「公定記憶」からは零れ落ちてしまうこういった「戦争の記憶」を掬い上げたことは本書の功績であろう。

私は虐殺事件の直接的な聞き取り調査をしたことはないが、本書を読みながら虐殺事件の聞き取り調査の困難さと調査者の立ち位置について考えさせられた。お線香を携帯しながら聞き取り調査をしたとの筆者の記述が非常に印象的であった。韓国人のク・スジョンや金賢娥、さらには筆者の虐殺の生き残りの人たちへのインタビューがうまくいったのは、彼女たちとインタビューターとの「互いの痛みに心をはせる交流」(p.114)が深化したことに主に起因するであろうが、インタビュアーが女性であったことも大きかったのではないかとの感想も抱いた。これが虐殺した兵士を彷彿

とさせるような男性であつたら、はたしてどうであつたろうか。また虐殺の生き残りの方が語った「韓国人が来たらインタビューには絶対答えない。日本人が来たと聞いたからここに来たのだ」(p. 135)との発言には、虐殺事件の聞き取り調査における第三国研究者の意義・役割をあらためて考えさせられた。

虐殺事件の記憶に対する地方ごと、あるいは地方レベル別（村、社、県、省）での扱いの違いや、アメリカ軍による虐殺事件（ソンミ村）と韓国軍による虐殺事件の対応への違いを明らかにした点も本書の功績であろう。虐殺にはレイプやさらには混血児誕生といった現象が随伴することが多いが、本書では「ライダイハン（韓国人との混血児）」の問題には触れられていない。この問題はネット上や週刊誌などではセンセーショナルに取り上げられているが、私の個人的印象ではベトナム国内でそれほど大きな問題とはされていない。この問題が本書ではなぜ言及されなかったのか、調査上の理由なのか、そもそもこういった問題はあまり存在しないのか、一部の人々の関心が高いだけに現地調査経験の豊富な筆者の説明が欲しかった。

外交・経済関係への影響を配慮した「過去にフタをして、未来へ向かおう」というベトナム国家が出している方針について筆者の批判は鋭い。この方針がベトナムの記憶の語り方を管理・統制しているのではないだろうか (p. 77) との筆者の見解は私にとってはきわめて斬新であった。一見、未来志向のスローガンのように聞こえるが、実は必ずしもそうではなく、むしろ国民の記憶の統制に利用されることによって、真の和解の障害となっているとの指摘には目を開かされた。私自身のクアンガイ省やハノイでのクリスマス爆撃（1972年）の被害者への聞き取り調査の経験からすると、この方針についてベトナム人の意見は、「人々に愛国心、勇敢さや怨む心があつたので戦争に勝利することができたのであるから怨む心を忘れるべきではない」という意見と、「怨みを鎮め、過去のことを暴き立てることはしないで、忘却しない程度にとどめるべきだ」との意見に分かれていた〔今井 2013b: 65〕。しかしいずれの意見も記

憶を忘却・抹消すべきだとは言っていない。さまざまな事情で「過去にフタをする」ものの、抹消するわけではなく、ハミ村の事例にみられるようにフタをされても記憶はひそかに保持していくという面に私はより着目していきたい。いざという時にはフタは開かれるのである。ハミ村でベトナム政府が虐殺の記憶を管理・統制したのはこのスローガンそのものによるものというよりは、経済援助を背景にした政治的圧力・利権がらみの問題であり、このスローガンを「人々が個人の歴史を語る自由を末端レベルのみに押さえ込もうとする」(p. 74) 主犯扱いするのは酷な気気がする。

本書では、韓国の「記憶の闘争」状況とベトナムの「記憶の統制」状況が対照的に示され、ベトナムには記憶の「闘争」の余地がないとされている (p. 74)。確かにベトナムの「戦争の記憶」における国家の専有状況は強固であるが、まったく「闘争」がないかというとそうでもない。違うかたちの「闘争」がある。それは「公定記憶」の範囲内での戦功を競う意味での「闘争」である。これは「有功者」だとされると種々の優遇が受けられ、実利とも関わってくるので、意外と熾烈である。有名なものとしては、1975年4月30日に旧南ベトナム大統領官邸に最初に突入した戦車はいずれの戦車かという戦功を競う論争があった。しかし「公定記憶」と対立するような「対抗記憶」が国内で公然と存在しつづけることは難しい状況にあることは確かである。では、「ベトナム国家の公定記憶になりえないハミ村の虐殺」(p. 126) やあるいは筆者の表現では「国家に見捨てられた記憶」「残余の記憶」などは、どのように存在していくのであろうか。筆者は、韓国のNGOがベトナムの「余った記憶」「残余の記憶」を掬い上げ、記憶の当事者たちの癒しに貢献し、国家に包摵されない戦争の多様な記憶を維持し (p. 209)，かれらが外部者として別の回路で記述・記憶しつづけているとも言える、としている。では、ベトナム国内でそのような記憶を保持していく可能性はないのであろうか。筆者はまた「韓国の市民運動との交流を通じて、ベトナム国家の『公定の歴史』に必ずしもしばられず自由に思考する若い知識階級層がベトナムにも生まれていることを示している」(p.

40)と述べ、ベトナムにも新しい芽が出てきていることも指摘している。ベトナム国内の現状では「公定記憶」に対立・反対するような「対抗記憶」が公然化することはなかなか困難であるが、対立・反対しないまでも「公定記憶」からはみ出るような記憶をも紡いでいるとする動きもみられる。私はその例としてハノイ市にある民間の博物館「捕虜となった革命戦士博物館」の活動を取りあげて「戦争の記憶の社会化」と規定し、「記憶の統制」といった面だけではない、ベトナムにおける戦争の記憶の多様な現状を捉えようと試みた[今井2014]。

最後に、「戦争の記憶」という本書の主題からは逸脱して恐縮であるが、私が抱いた一つの疑問を提出させていただきたい。私は南ベトナム解放民族戦線がはたしてどれ程、南ベトナムにおける戦闘主体であったのかという問題にこだわりをもって、ベトナム戦争研究に携わってきた。本書では、南ベトナムでのいわゆる「解放勢力」の戦闘主体は同戦線だと捉えられており、たとえばある社の元党書記がインタビューで「1971年に解放民族戦線に入り」と語ったとされている(p.120)。私の聞き取り調査の経験では「解放勢力」側の人たちの語りでは解放戦線が表に出てくることは少なく、こうした場合は「革命に参加する」という言い方がほとんどである。この点を疑問に思い、筆者の解放戦線の捉え方に若干の違和感を覚えたことを指摘して、本稿を閉じさせていただく。

(今井昭夫・東京外国语大学大学院総合国際学研究院)

参考文献

- 今井昭夫. 2013a. 「1972年クリスマス爆撃の記憶——ベトナム・ハノイ市カムティエン通りの被災者への聞き取り調査」『東京外国语大学論集』86: 225-242.
- . 2013b. 「ベトナムにおける抗米救国抗戦の記憶——ベトナム国内・退役軍人たちの聞きとり調査からの素描」『東京外大・東南アジア学』18: 55-70.
- . 2014. 「ベトナムにおける戦争の記憶の『社会化』——『捕虜となった革命戦士博物館』

の事例を通して」『地域研究』14(2): 112-125.

西村昌也. 『ベトナムの考古・古代学』同成社, 2011, 360p.

本書は第10回(2012年度)東南アジア史学会賞を受賞している。よって、一定のゆるぎない評価が定まっているといえよう。ところが2013年6月、本書の著者は不慮の事故によって帰らぬ人となってしまった。そのため本書は、著者の遺言のような意味を帯びることになった。本稿では本書を再読し、著者の業績を回顧する機会としたい。

本書の構成は以下の通りである。旧石器時代から前世紀までを含む、壮大なスケールの北部ベトナム史である。

- 第1章 北部ベトナムの地理的趨勢——北部ベトナムと紅河平野について
- 第2章 旧石器時代から続旧石器時代——長く続いた礫石器伝統と洞穴貝塚の出現
- 第3章 前期新石器時代——開地遺跡と大型貝塚出現が示す定住化の過程
- 第4章 後期新石器時代——長期安定居住や集団墓が示す定住農耕集落社会の形成
- 第5章 金属器時代——青銅器製作伝統の始まりと銅鼓の出現
- 第6章 コーロア城——ベトナム史上最初の大型城郭遺跡の魅力
- 第7章 初期歴史時代前期(紀元1世紀半ばから3世紀初頭)——在地化する中国的伝統と周縁化した在地伝統
- 第8章 ルンケー城の研究——初期歴史時代前・中期の中心城郭“龍編”的実態
- 第9章 初期歴史時代中期・後期素描——根付いていく仏教と中国文化
- 第10章 タンロン城前史初探——複雑な安南都護府時代あるいはその前身
- 第11章 独立初期王朝時代から李・陳朝期——ベトナムの基本が作られた10~14世紀
- 第12章 胡朝・黎朝初期(15世紀)以降——現代ベトナムに直結する景観や文化が形成される時代

第13章まとめと展望

本書全体を見渡して驚嘆させられるのは、本文330ページの中に267葉もの図が挿入されていることである。しかも図や写真のほとんどが著者自身の手によるものなのだ。自ら発掘し、実測図を作成し、写真を撮影し、分析し考察するという、地道で着実な調査研究活動の集積が本書として結実した一方で、それに基づいて、通説を覆すような大胆な仮説も披瀝されている。著者を知る者にとって、ミクロな議論の積み重ねの上にマクロな展望が拓かれる、その構想力こそ著者の魅力であった。

そこで、ここでは本書前半で展開された仮説の幾つかを取り上げて論評してみたい。

まず第2章であるが、この章では著者が後期旧石器時代よりも古いと考えるソンヴィー石器群から、後期旧石器時代つまり更新世のホアビン石器群を経て、完新世に入っても存続するホアビン石器群までの時代を扱っている。この章の第3節に登場するランヴァック遺跡こそ、著者が1990年に初めてベトナムで発掘調査に参加した遺跡であり、その下層から出土した礫石器群つまりソンヴィー石器群が著者の修士論文のテーマとなった。

著者はソンヴィー石器群を南中国で発見されている礫石器群と比較し、それら石器が包含されていた層序の理化学的測定年代を参考としながら、ソンヴィーが後期旧石器ではなく前期旧石器時代に属すると考えた。70万年前までさかのぼる可能性をも示唆している(pp.16-19)。これは大胆な仮説であり、著者の年代観に従うならば、原人段階の人類が北部ベトナムにまとまった数の遺跡と礫石器群を残したことになる。東南アジアでは原人に属する人類学的・考古学的証拠は、インドネシアを除くと、雲南の元謀原人など極めて断片的である。ソンヴィーについては、東南アジア全体の古人類学研究の趨勢をふまえた議論も展開されるべきではなかったか。

第6章ではハノイ北郊の巨大城郭コロア遺跡について論じている。この章の最後は以下のような仮説で締め括られる。すなわち、コロア城を建設したのはドンソン文化を担った集団ではなく、ドンソン文化に対峙する別文化勢力であった。著

者は漢籍から「甌」と「駱」が互いに戦っていたとする解釈が可能であるとし、紅河を中心線として南北の文化領域差あるいは民族分布差を認識できると考えた。北側がタイ系民族（甌）、南側がベト-ムオン系民族（駱）である(pp.138-139)。これは長らくベトナムの歴史学界で提起されてきた仮説を継承し、それを著者が考古学の証拠に基づいて補強したものと言える。

コロアでは近年、内城南西隅に位置するデン・トゥオン地点の発掘調査で、三翼鎌の鋸造工廠が出土するという重要な発見があった。著者はその調査を担当したベトナム人考古学者と同じ年代観を有し、コロア城の年代を紀元前3世紀(おそらく末期)から前2世紀前半に納められるとする(pp.139)。南越建国以前の時代とも重なり、安陽王の時代をも含む年代である。コロア城ではベトナム最古の瓦が出土しており、当時のコロアに本瓦葺の木造建築が存在した証拠となる。著者はデン・トゥオン地点から出土した瓦を広州南越宮署遺跡の瓦などと比較し、製作手法において共通するものの瓦当紋様はまったく同類ではなく、むしろ南越例よりコロア例のほうが古いと考えた(pp.136)。

コロアの瓦は城壁の下方部分から大量に出土することで知られており、城壁構築の年代と深く関係している。コロアの中城壁では2007年から翌年にかけて、ベトナム考古学院とイリノイ大学が城壁とその外濠を横断するトレーンチ発掘を実施した。その概報によれば、瓦が出土する時期の城壁は前3世紀に建設が始まり、前1世紀の終わりまで構築と利用が続いた。その下にはドンソン文化の遺物を共伴する土壙が築かれていたことも確認されている[Kim et al. 2010]。本書はこの調査に言及していないが、その成果を包摂しないままコロアの年代や主体者について論じても、不十分ではないか。

第8章では、後漢末の交趾郡治とされる羸腰に比定されてきたバッケン省ルンケー城について、著者はそれが羸腰ではなく龍編^{ロンビエン}城であったことを論証している(pp.172-174)。

ルンケーの出土遺物は陶器、磚、瓦がほとんどを占め、それらは中国に淵源を求める。本書

では出土した瓦当の図が示され、文字、雲文、人面文、蓮華文などの装飾文様がみられる（p.168）。それらは城内複数の地点で最下層あるいは下層から出土したという。ここで瓦当文様の伝播について著者独自の仮説が述べられ、人面文瓦当の最古例はルンケーにあり、北部ベトナムから南京（建業）と中部ベトナム（チャーキュウ遺跡）へ、という方向性が示された（pp.169-170）。著者によれば蓮華文瓦当も現状では南中国よりもルンケーのほうが古い。そうなると日本を含む東アジア全域に拡がった蓮華文瓦当の淵源がルンケーにあるという構図が描かれることになる。著者は蓮華文出現の理由を、ルンケー城とその周辺での仏教盛行に求めている。そして交趾郡から吳の都へ仏教の伝播があり、彼地での仏教盛行に結びついた形で建業に人面文や蓮華文の瓦が現れたと考える（p.175）。

このルンケー中心の伝播論については、根拠となつた遺物の出土状況に関する一次情報が不足しているため、著者以外の者が考古学的に検証することは困難である。ルンケーの調査者による詳細な報告と考察を期待するしかない。

以上、本書の価値に比するならば些細な問題を幾つか指摘したが、要するに、本書が北部ベトナムにこだわった地域研究の書であるからこそ、より広く、東南アジア全体の趨勢の中で北部ベトナムの位置づけを論じるような視点が、より明確にされる必要があったのではないだろうか。

本書の後半、第10章から第12章の記述は圧巻である。著者が紅河平野を駆け回り、あちこちで試掘と発掘を実施し、層序観察、居住址や陶磁器などの生産遺跡の精査、遺物編年といった考古学的研究を基軸に、地方文書を含む多様な文献史料、地質調査や地形分析、口伝資料も含め、様々な分野の研究と合体させて著者最大の興味関心つまり紅河平原の居住史の復元に挑んでいる。著者による考古学調査から認識されたのは、17世紀に突如活発化する集落居住面の高レベル化と面的拡大で、これらの現象は輪中型堤防形成を前提にしないと説明できないという結論に至っている（第12章第2節）。

著者が本書のあとがきで述懐する通り、桜井由

躬雄氏と出会い、1996年よりナムディン省バッコック（百穀）村の調査に参加したことが、著者の地域研究への指向を決定づけた。バッコック調査の一方で、著者が2000年に立ち上げたNGO（2005年よりNPO法人）「東南アジア埋蔵文化財保護基金」の活動として、バッカニン省ドゥオンサー窯址遺跡の調査と古窯址博物館の設立（2002年開館）に奔走し（pp.197-201）、ハノイ市郊外キムラン社においては、地元の郷土史研究会の人々とともにキムラン窯業集落の考古学・歴史地理学的研究に邁進した（第12章第1節）。こちらでもベトナム最初の村立博物館「キムラン陶磁器歴史博物館」の設立（2012年開館）を手がけた。これらの活動については、西村氏の共同研究者として一連の調査研究を担った西野範子氏の業績も大きい。

本書に書かれた調査以降の著者の活動について触ると、著者は関西大学に勤務した間、2008年から2010年にかけて、フエ市郊外フオンヴィン社において多分野の専門家からなる調査を組織した。自らはフオンヴィン社の歴史地理学的研究、そして社に近接する城郭遺跡化州城の考古学調査を実施している〔西村他2012; 西村2013〕。

このフエ近郊における調査は、著者がバッコック以来貫いてきた理念と手法を援用したものである。著者が目指し実践した学問を、著者自身が次のように述べている。

「多分野研究は、言い換えれば“異種格闘技”的なものだ。自分の専門（地域や分野）から離れて研究作業を行うというもので、正直いって知力的にきつい。しかし、これを行わねば21世紀の人文・社会科学研究は、その裾野を拓げられないのではないかという危機感を感じる。インターネット環境であらゆる情報へアクセスが容易になった今、行うべきは多分野連携ベースのフィールド研究により、自ら一次資料に向き合いながら、歴史・文化・社会を立体的に捉える作業であろう」〔西村他2012: 卷頭言〕。突き刺さるかのように読者に迫る、強烈なメッセージである。

まさに八面六臂の活躍であった。著者の苦労によって達成された成果を後退させることなく、次代へつなげていかなければならぬ。

書評

(山形眞理子・金沢大学国際文化資源学研究センター)

参考文献

- Kim, Nam C.; Lai Van Toi; and Trinh Hoang Hiep. 2010. Co Loa: An Investigation of Vietnam's Ancient Capital. *Antiquity* 84: 1011–1027.
- 西村昌也; グエン・クアン・チュン・ティエン; 野間晴雄; 熊野 建 (編). 2012. 『フエ地域の歴史と文化——周辺集落と外からの視点』 大阪: 関西大学文化交渉学教育研究拠点.
- 西村昌也 (編). 2013. 『大越・チャンパの都城・城郭遺跡の基礎的研究』 山口: 東南アジア埋蔵文化財保護基金.

高田洋子. 『メコンデルタの大土地所有——無主の土地から多民族社会へ フランス植民地主義の80年』 地域研究叢書27. 京都大学学術出版会, 2014, xiii+445p.

本書は、フランス植民地政府が実施した国有地の払い下げ制度（コンセッション）が、いかにメコンデルタに大土地所有制を生み出したかを、多民族社会の形成という視点も意識しながら明らかにしたものである。国有地の払い下げ制度とは、無主の未登記地を「国有地」とした上でこれを払い下げる制度であり、植民地期には入植者がデルタの未墾地入手する唯一の手段であった。国有地の払い下げ制度は19世紀半ば以降の導入以来、1920年代に至るまで幾度も改訂されたが、申請者は定められた期間内に開墾し、地税を支払えば所有権が認められるという骨子は変わらず、既に人が定住していた地域で進められた土地登記制度と並び、フランスが導入した近代的土地所有制度の基本的な柱の一つであった（pp. 30, 102–105, 152）。またメコンデルタにおける大土地所有制とは、著者によれば不在大地主制の下での輸出米増産システムを指し、これはインドシナにおけるフランス植民地体制の経済的支柱であり、政治的・社会的支配の根幹をなすものであった（p. 3）。

本書は比較的長い5章と終章の合計6章から成

り、これに著者が1996年から2008年の間に農村で実施した古老からの聞き取り調査の内容が資料として添付されている。このうち1章から3章は、官報等のフランス側の史料に基づく80年代までに発表した論文を中心としたメコンデルタ全体の開墾に関わる論考であり、4章と5章は90年代にベトナムでの調査環境が改善され、農村での隣地調査、文書館での地方行政文書、地簿等の閲覧が可能になって以降、これらに基づいて発表した、省・村落レベルのミクロ・ヒストリーとなっている。各章の概略は以下である。

第1章は続く章の土台として、本書の分析視覚、必要な限りのベトナム史の概要、先行研究および植民地時代の法制度について述べている。冒頭ではメコンデルタの大土地所有の問題を取り上げる理由として、この地域が第1次、第2次インドシナ戦争における南ベトナム政府への抵抗勢力の拠点であり、第3次インドシナ戦争においても紛争の発生地であったこと、その背景には植民地時代に発生した大土地所有の問題があったことを挙げている（p. 4）。しかしながら土地問題はその重要性ゆえに、長らくタブー視されており、地簿などの史料の閲覧は外国人研究者には制限されてきた。そのため、著者によればメコンデルタの大土地所有制の問題を正面から論じた研究はほとんど存在しない。そこで著者は大土地所有の成立要因としてフランス植民地政府が実施した国有地の払い下げ制度に注目し、これに関わる史料の分析を通じて、メコンデルタの不在大地主制の生成過程を明らかにするとしている（pp. 5–6）。

第2章では、コメの輸出量、輸出先の推移からデルタの開墾の時期区分を行い、併せて貿易に多大な影響を及ぼしたフランスの貿易・関税政策についても言及している。第1期（1860–70年代）は、まだフランスが開発政策を打ち出す前で、コメの年平均輸出量は16万トン程度であり、輸出先の約7割が香港であった。第2期（1880–90年代）になるとフランス植民地支配のための行政的な基礎も確立され、バサック川以東および右岸流域の開発が進み、水田面積は从領期の8~9割に達した。これによりコメの年間平均輸出量は第1期の3倍以上の52万トン以上に増加した。この時期の輸出

先としては、フィリピン、インドネシアなどの東南アジア市場とフランス及びフランス植民地の重要性が増加した。第3期（1900-10年代）は、開発の波が、フランス植民地政府による排水運河の建設によって可耕地となったバサック川以西の広大な低湿地帯に及び、コメの年間平均輸出量は100万トンを超えるようになった。第4期（1920年代）は、第1次大戦後の米価の高騰を受けてフランス資本が大量に農業部門に投入され、植民地期最大の開発の時代となり、この時期のコメ輸出量は年平均132万トンを推移した。輸出先は再び香港が盛り返し、全体の6割近くを占めるようになった。第5期（1930年代）は世界恐慌の影響により輸出量が一旦減少した後、低米価の中で輸出量が増加し、年平均143万トンと最大量を輸出した時期となった。増加したコメの輸入を引き受けたのはフランスとフランス植民地であり、輸出先の5割以上がこれらに向かった（pp.57-62, 69-78）。19世紀末以降にフランスとフランス植民地向けの輸出が伸びた理由は、香港市場向けの精米度が低いコメの輸出税を引き上げたのに対し、同地へ輸出税は低額であったためである（pp.80-82）。

第3章では、コーチシナにおける国有地払い下げの実施状況を①19世紀末まで、②20世紀初頭、③両戦間期の3つの時代に分け、省別、規模別、民族別に分類し、丹念に分析している。ここでは、19世紀末には小規模な払い下げが多く実施されたが、優遇措置の下で植民地官吏、カトリック教会の宣教師などフランス人への大規模な払い下げがすでに見られていたこと、この傾向は開発がデルタの西部に及んだ20世紀以降にさらに顕著になり、世界恐慌後の1930年代に至ってもまだ払い下げは盛んに行われていたことなどが明らかにされている。1940年までの累計で、譲渡が確定した面積は現地人で約92万ヘクタール（9万3897件）、フランス人で約21万ヘクタール（1,665件）であった（pp.115, 118-120, 132-133, 171, 175）。

第4章は、1920年代以降に国有地の払い下げがとりわけ大量に行われ、大土地所有の発生が顕著であったバクリュウ省を取り上げ、入植・村の創設の様子を辿り、大規模な払い下げを個別事例まで掘り下げて検討している。

第5章は、著者が90年代後半に隣地調査を行ったメコンデルタの二つの農村、バサック川西に位置するカントー省トイライ村とバサック川河口のチャヴィン省ホアトゥン村の開拓・入植、当時の地主と小作人の関係から独立戦争後の農地改革による大土地所有制の崩壊までを古老からの聞き取り調査に基づき明らかにしている。特に後者の村は、元々クメール人が居住していた古村であり、ここにベトナム人が進出した様子も明らかにされている（pp.280-284）。

メコンデルタの開拓の様子を生き生きと描いた本書は、イギリス植民地時代のビルマのイラワジデルタの経済史研究を専門とする評者にとっても非常に興味深く、参考になる点が多く含まれていた。イラワジデルタとの比較から3点ほど論点を提示して、書評を締めくくりたい。

第1点目は、本書の中心的テーマである国有地の払い下げ制度についてである。イラワジデルタでは、イギリス植民地政府は税収の確保と開墾の促進を目的として、地税制度と結びついた5つの土地取得制度を導入した。開墾が進展し始める以前の1870年代までは、開墾を促進するため、事实上、政府の許可なく自由に荒蕪地を占拠することを認めた①「スクウォッター制度」（squatter system）や、地租査定を行った土地に対して数年間のリース権を発行し、リース期間中は耕地を拡大しても拡大した耕地に対する追加的な地代を支払う必要のないという②「リース制度」（lease system）を実施した。また資本家による大規模な開発向けには③「譲渡制度」（grant system）も設けられた。開墾が急激に進展し始めた1870年代以降には、土地政策は開墾の促進から自作農の育成、土地取得の規制に目的が改められ、15~50エーカーの荒蕪地を譲与する④「パッタ制度」（patta system）が重視されるようになった。パッタ（地券）の申請者は、開墾に必要な種糞、役畜、現金など資力を持ち、且つ実際の耕作者であることを示す必要があったので、自作農の育成に有効と考えられたためである。また20世紀以降には政府の小作人として荒蕪地に入植させ、協同組合を中心とした営農を行わせる⑤「植民制度」（colonisation system）も試験的に実施された[Furnivall 1957:

50-57]。これらの内、メコンデルタの国有地払い下げと類似しているのは、③「譲渡制度」と④「パッタ制度」であるが、イラワジデルタにおいてこれらの制度はほとんど機能しなかった。前者の申請は少なかったとされているし、後者も申請が一つの地域に集中し数百件から時には数千件にものぼったため、申請者の資格を十分に審査することはできず、譲渡の実施も遅れがちとなつた。結局、先に開墾を始めてしまい、役人に賄賂と地税を支払えたものが土地を獲得したとされ、パッタ制度は20世紀初頭には廃止された。イラワジデルタとメコンデルタの間でこのような違いが生じた要因を探ることは興味深い。もっともメコンデルタでも、払い下げを受けるためには役所で手続きを踏まなければならない難しさがあり、実際には多くの問題があったと書かれている(p.152)。また自由に開墾する慣習が20世紀まで残っており、苦労して開墾した土地が国有地の払い下げ申請中に他人の土地となっていたことが分かり、裁判が多発したとの記述も見られるので、ビルマと同様の事も起こったようである(pp.151, 334)。中・小規模の払い下げは本書の主たるテーマではないが、その実態を明らかにすることはとりわけ後半部分のミクロ・ヒストリーにとって重要であると思われる。

第2点目は、大土地所有が発生した原因についてである。イラワジデルタも大規模な不在地主が発生したが、原因は土地を担保に借金をした農民が返済できずに土地を喪失したことによる。主な貸し手はインド人チェッティヤーであった。本書では大土地所有の発生原因を大規模な国有地の払い下げに求めているが、メコンデルタでも抵当物の請戻し権喪失や購入による土地集積は、大規模な不在地主を形成した重要な要因だったのではないかだろうか。実際、聞き取り調査では、購入によって土地集積が進められたことが明らかにされている(p.294)。また第4章の表4-9aのイヴ・アンリの著作に基づく規模別土地所有者数では、バカリュウ省の50ヘクタール以上の大規模な土地の所有者数は1920年の時点で合計1,064名にのぼっているのに対し、表4-10に挙げられている50ヘクタール以上の大規模な国有地の払い下げ件数は、

1897年から1941年までの累計でも190名に過ぎない。二つの表の間の差異については、払い下げが行われた後に分割して相続又は売却されたなど様々な要因が考えられるが、大土地所有制が発達した要因についてはさらに検証する必要があるようと思える。

第3点目は、植民地政策についてである。イギリス植民地政府はビルマでは当初から自作農の育成を目指しており、早くも1880年代には地主への土地所有の移転を防ぐ法案や小作法の制定が議論されていた。また世界恐慌後の1930年代には不在地主、とりわけチェッティヤーの元に土地が集積し、農村部の不安が増大した。そのため1940年には小作法や不在地主への土地の譲渡を禁止する土地譲渡法、および独立後の農地改革の先駆けとなる不在地主からの土地の買い上げ法が成立した。フランス植民地政府はコチシナの土地政策についてどのような見解を持ち、それは時代によりどう変化したのだろうか。これについては本書でも、投機目的での土地取得を規制しようとしたことや、自作農の育成が目指されたこと(pp.105, 115)などの記述は見られるが、明示されていない。他方で植民地期のフランス人研究者はメコンデルタに関心が薄かったことや、イヴ・アンリはトンキンの人口過剰と無産農民階級を問題にした一方でコチシナについては未開地の存在を問題にして、トンキンからの移住政策を提案したことが紹介されている(p.16)。当時、大土地所有はフランス政府を動かすほどの問題とはなっていなかったのか、あるいは自国民が土地を所有していたために問題にしなかったのだろうか。

イラワジデルタとの比較から挙げた以上の論点は、おそらく作成された史料やその残存具合に由来する研究史の違いにあり、ないものねだりかもしれない。本書はベトナム史研究者のみならず、この時代の東南アジア史経済研究者にとって必読書である。

(水野明日香・亜細亜大学経済学部)

参考文献

Furnivall, J. S. 1957. *An Introduction to the Political*

Economy of Burma. 3rd ed. Rangoon: Peoples' Literature Committee & House.

小島敬裕,『国境と仏教実践——中国・ミャンマー境域における上座仏教徒社会の民族誌』京都大学学術出版会, 2014, iv+330p.

本書が取り上げる徳宏州瑞麗市は、シャン文化圏・上座仏教圏の周縁、ミャンマーと中華人民共和国の境域に位置し、文化的にも政治的にも複雑な歴史的蓄積を持つ場所である。中国語、ビルマ語、シャン語（徳宏タイ語）に通じた著者は、この地でフィールドワークを行うに相応しい資質を備え、丁寧な調査によって、実証的で資料的価値の高い作品を書き上げた。

本書の最大の特色は、ミャンマー側の政治状況やシャン州と徳宏州の繋がりを明らかにしたことであろう。著者が述べるとおり、先行研究は中華人民共和国のなかの辺疆の少数民族地域という視点から徳宏を見るものが大半なのに対して、本書は過去および現在進行形のミャンマー側との繋がりに着目して重点的に記述している。また、ミャンマーでの出家経験を生かして、上座仏教圏における徳宏の宗教実践の特殊な位置付けを明らかにしている。

著者はまず、僧侶に負けず劣らず俗人信徒が宗教実践に大きな役割を果たす徳宏の上座仏教の特徴を序章で示唆したのち、第1章と第2章で徳宏の地理的歴史的特徴や、調査村の行政上の位置付け、村落空間内の宗教施設の配置などを概説し、そのなかで徳宏上座仏教において出家者が少数にとどまる背景に触れる。それを受け第3章では2006年から2007年の1年間に著者が経験した様々な儀礼や祭りを紹介しながら、在家の人々が村の宗教的行事のなかでいかに大きな役割を果たしているかを記述する。第4章では、諸々のいわゆる危機儀礼について詳述しながら、僧侶を含む多様な宗教的職能者の存在を明らかにし、第5章ではその中でも上座仏教儀礼において特に重要な役割を果たすホールーと呼ばれる人々に着目し、彼らの宗教的実践とミャンマーとの繋がりを明らかにする。第6章では、徳宏の上座仏教に、教派

や個人のレベルで実践の多様性が顕著に見られることを指摘し、それをミャンマーと中華人民共和国の宗教政策の違いという観点から説明し、終章ではこれまで紹介してきたような実践が、交通網や観光業の発達によって大きく変化する可能性を示唆して筆を擱く。

本書を一読して気付くのは、冒頭にも述べたが、実証性の高さである。たとえば、一つの村が正規の男性僧侶を寺に止住させる場合には女性修行者を止住させる場合よりも村の金銭的負担が増えること、また、僧侶の移動先としての西双版納とタイの近さおよび徳宏とミャンマーの縁の深さといったことは、もともと指摘されてはいたが、ここまできちんとデータを示して立証したのはおそらくこれが初めてであろう。その他にも、各寺院に止住する僧侶や見習僧などの人数、調査村に移住してきた個々の漢族の基本情報一覧などのきめ細かいデータが並び、現地で使われている種々の暦の違い、各教派ごとの出家者の種類の違いなどが網羅的に説明されている。しかも、主な儀礼についてはQRコードが付され、スマートフォンで読み込むことで動画資料にもアクセスできる仕掛けになっている。

ただし、それと同時に気になるのは、著者が個別の事実を丁寧に実証しようとするあまり、重要な問い合わせが分断されていることである。それはたとえば、徳宏における積徳行とはどういうものなのかといった問い合わせである。著者は冒頭で上座仏教社会の一般的な在り方として、「在家者は出家者への布施によって功徳を積むというような相互関係が存在する」(p.11)と指摘し、それにもかかわらず徳宏にはなぜ出家者が少ないのかを問おうとする。しかしこの問い合わせは、それが直接問われた第2章においては、「出家者のなり手が少ないから」「昔から出家慣行が強くなかったから」「男子が出家して自身あるいは両親のために功徳を積むという観念が希薄だから」といった答えで止まってしまい、より深い「なぜ」の問い合わせにはつながらない。しかし、その後の記述を見ると、やはり男子の出家は人々にとって功徳を積むよい機会らしく、一人の出家者に対して大量の施主が付くこと(p.105)、出家者よりも直接仏像に供物を奉納して功徳を積

んだ方がよいという考え方があること（p.173）、ポイ・パーラーという儀礼によって大きな功德が積めると考えられていること（p.170）、ホールーの説法を聞くことでも功德が得られること（p.246）、自ら積んだ功德は他者と共有することができ、他界した靈に転送することができる（p.57）などの興味深い記述が、断片的に出てくるのである。評者は読者として、また近隣地域で調査を行っている者として、これらの記述を総合的に考えたときに、徳宏の功德行についてどのように整合的な解釈が可能になるのかという問題に大いに関心を持つのだが、本書の著者はそうした解釈的な問い合わせにはかなり禁欲的であるように見受けられる。確かに、こうした問い合わせには根拠の薄い個人的な推測が入り込みやすくなるので、研究者はその点については大いに自戒しなければならない。しかし、その問い合わせに答えようとする過程で断片的な事実を整合的に繋ぎ合わせるための仮説が生まれ、それを検証するために実証すべき標的が明確になり、その分実証的な記述を分厚くできるという効用は認められてよいのではないか。

ちなみに著者は、「中国雲南省徳宏州における功德の観念と積徳行」[小島 2013]では、功德行についてのもう一歩踏み込んだ整理を行っているが、そちらでもまだ物足りなさが残る。たとえば、どのような人がどのようにホールーになるのかという問題について、確かに多角的に調べられてはいるものの、僧侶という存在と競合する面や、他の俗人信徒からの信頼の勝ち得方について、もう少し検証すべき部分があるようと思われる。具体的には、村人が新たに僧侶を止住させようするときに、ホールーが消極的になるようなことはないかどうか、ホールー職に世襲的傾向はないかどうか、ホールーは学識のほかに、年齢・積徳行の積極的な挙行・普段からの八戒の遵守などにおいて、一定の道徳的水準を求められていないかどうか、などである。また、仏像・仏典・仏塔などの「もの」の聖性が重視されているということは、僧侶もホールーも単に仏法と俗人信徒の仲介者としてはそれらの「もの」と大差ない存在ということになるのか、もしそうなら、その分仏像・仏典・仏塔などの制作・購入過程や保管方法に、他地域以上

に何らかの強い思い入れが見られるのか、といったことも気になる。著者が今後の課題として着目している仏足跡の重要性も、この問題に関わってくる可能性があろう。今後、出家者の存在を不可欠とする従来の上座佛教徒社会モデルを、功德の積み方という視点から相対化する新たなモデルが、著者によって具体的に提示されることが期待される。

もう1点気になったのは、著者が瑞麗のタイ族の宗教実践とミャンマー側のそれとの異同に着目するあまり、相対的に中国側の影響が看過されているのではないかということである。評者は同じ徳宏州内でも漢族の影響のより強い芒市地域で調査しているため、その分のバイアスがあるかもしれないが、第1章での村の歴史の概略と、第6章での宗教政策における中緬両国の違いと政治的綱引きのようなものが垣間見える記述を除いては、漢族や中国政府の存在が、全編を通してほとんど感じられない。しかし実際には、調査村の人口970人のうち75人は漢族であり、この地域を代表するペットハム仏塔の同じ境内には漢族が通う觀音寺があるという。調査村の75人の漢族は、村総出で行われる上座佛教行事に対してどういう態度をとるのか。漢族側はなぜわざわざペットハム仏塔の境内に觀音寺を建てたのか。タイ族の人々自身は觀音寺に通わないにせよ、いったいどういう経緯で觀音寺の建立を容認したのか。また、文革後に清明節が行われるようになったのはなぜなのか。著者には、漢族の影響は取るに足りないと感じられたのかもしれないが、ならばなおのこと、こうした問題について一通り説明したほうが、記述の説得力を増すことができたのではないかと思う。ミャンマー側の影響と中国側の影響の両方にバランスよく目を配ってこそ、「境域」のリアリティが伝わってくるはずだからである。

他にも、僧侶とホールーの移動の様子は印象に残ったが、だからといってその他の住民が相対的にあまり移動していないとは考えにくく、一般の人々も婚姻や商業活動を通じてミャンマー側・中国側の双方と流動的なネットワークを形成しているのではないか、とか、なぜバーターン誦唱祭が近年になってミャンマー側から伝わったのか、僧

倡・ヤーモット・ホールーの儀礼執行役割の分担や代替可能範囲はどうなっているのかなど、疑問を挙げればきりがない。しかし、一人の人間が一定の時間内でできることには限りがあるのであって、評者の注文はすでに幾分行きすぎているのかもしれない。なにより評者自身、同じように芒市でやれと言われても、三つの言語を駆使しながらここまで詳細さで調査することはまずできない。言語や文化、政治勢力が動態的に混じりあう複雑な境域についての貴重な民族誌が生まれたことを祝し、その労苦に敬意を表したい。

(長谷千代子・九州大学大学院比較社会文化研究院)

参考文献

小島敬裕. 2013. 「中国雲南省徳宏州における功徳の観念と積徳行」『功徳の観念と積徳行の地域間比較研究』 CIAS Discussion Paper Series No. 33. 兼重 努; 林 行夫(編), 37-44 ページ所収. 京都: 京都大学地域研究統合情報センター.

山根健至. 『フィリピンの国軍と政治——民主化後の文民優位と政治介入』法律文化社, 2014, xiii+316p.

1. 本書の内容

1986年のフィリピン民主化劇は軍内部の将校らの動きから始まったが、フィリピン国軍は民主化以降も、数々のクーデター未遂を繰り返してきた。最後のクーデター未遂はアロヨ政権下の2006年2月と、ごく最近のことである。ベニグノ・アキノ3世大統領が就任した2010年以降でさえ、政権への批判が強まるとき、クーデターの噂やクーデターを望む声が市民の側からあがる。その理由として、軍の政治的な権限が温存されていることが指摘されてきたが、では民主化後のフィリピンの文民政権は軍を統制することができていないのかと問われれば、決してそうではない。文民が優位であるかどうかは「時と場合による」のである。

本書の著者の問題意識はまさにその点に根ざし

ている。民主化移行期のフィリピンでは、文民優位は政権安定のための「目的」とされてきたものの、文民優位の質についてはあまり問われることはなかった。

本書のリサーチ・クエスチョンは以下の3点である。第一に、どの領域で文民優位が存在するのか。第二に、そのあり方が国軍の政治関与とどう関係するのか。第三に、文民優位の様態を規定している要素は何か。

第一の問い合わせに対する本書の答えを要約すれば、文民優位が保たれている分野は国軍近代化計画を含む安全保障全般、および国防予算であり、軍が依然として強い影響力を行使している分野は国内治安維持である。国軍人事はグレーゾーンであり、これが第二の問い合わせにも関わってくる。

第二の問い合わせに対する本書の仮説は興味深い。フィリピンでは、国軍幹部の人事異動には政治家から構成される議会任命委員会の承認が必要とされている。議会による軍の監視を促す先進的な制度のように見えるが、この制度の裏では、軍人による政治家への接触やパトロネージといったインフォーマルな人間関係が進行している。つまり、場合によっては文民優位の制度が逆説的に国軍の政治関与を誘発する要因にもなりうる。

第三の問い合わせについて筆者は、第一次アキノ政権およびラモス政権が、政権の安定のために現役・退役軍人らとの「取引」を重ね、軍の利益を温存する「前例」をつくったことを中心に説明している。この「前例」は国軍の党派性を招き、2001年「エドサ2」における軍のエストラダ政権支持撤回という新たな「前例」を生み出した。さらには、国軍上層部の党派性に不満を覚える若手将校らによるクーデター未遂や左派運動との結託という、主流派とはまた別の次元での政治介入への「前例」を形成し、世代交代を経ても温存され続けている。

2. 評価

本書は、その中心テーマに密接に関連する軍の政治介入や若手将校の反乱事件の背景、アロヨ政権の軍の「飼いならしかた」以外にも、フィリピン国軍の成立の背景からその歴史、フィリピン軍

人はエリートなのか否か、「士官学校同期生」のものつ意味（フィリピンでは、文民が「士官学校名誉同期生」になれる制度が存在する！），共産主義運動がフィリピン国軍に与えた影響，近年注目されている国軍近代化計画や治安部門改革への市民参加プロセスなど，およそ軍に関するほとんどのトピックを網羅していると言ってよい。

著者は、国軍を取り巻く諸制度を入念に調べ上げるとともに、明文化されないインフォーマルな人間関係、特に国軍人事を中心に、先行研究および膨大な報道資料をもとに丁寧に説明している。そして、ハンチントンに代表される欧米の政軍関係の理論とフィリピンの現実を対比・照合させつつ、あらゆる面からそのギャップを説明しようと試みている。「第二の問い」で取り上げられている軍-議会関係は、西欧でモデルとされてきたはずの民主主義の制度が、フィリピン特有の政治文化のなかでその効果を失うどころか逆に作用してしまった典型例である。

本書からは、事実の説明のみでなく、事実から理論を構築しようとする試みが感じられる。本書の最大の貢献は、フィリピンの「文民優位」を総論ではなく分野ごとに分けて論じ、先行研究では明確に分析されていなかった「文民優位」と「民主化」のブラックボックスを解明する視座を提供したことにある。特に、議会による軍の監視を促すための制度が、結果的に国軍を政治家と不可分なものとしてしまい、軍人による政治家への接近や政治家による論功行賞を固定する結果を招いてしまったとの仮説は新しい。軍のプロフェッショナリズムを分析する上でも、また、フィリピンのみならず他国の政軍関係を分析する上でも注目される議論である。

他方、今後の研究の発展に期待して、アプローチの点で2つの課題を提起したい。

第一に、著者は、マルコス時代の遺産としての軍に焦点をあてた先行研究と本書を差異化させようとしているが、分析手法としては民主化以降の各政権の制度および軍と政治家との間のインフォーマルな人間関係から現代の政軍関係を説明する経路依存のアプローチを採用しており、先行研究との違いが必ずしも明らかではない。その結

果、著者が冒頭で述べている「民主化後のフィリピンにおける新たな民主主義体制とそこで営まれる政治に国軍がどのように関わっているのか」には答えているが、「国軍と政治の関係を形作るのはどのような要素なのか」「なぜそれが依然として存在するのか」について明確な仮説を提示していない。マルコス時代の遺産としての強大な軍組織と、民主化以降の各政権がつくりあげてきた「先例」との間に断絶されているのか、あるいはマルコス期の遺産はやはり引き継がれているのか。クライアンタリズムはフィリピンの文化的な問題であろうが、それが政治家と軍との癒着に発展してきた背景にはマルコス期の諸制度があるのではないだろうか。

前述のとおり、本書の特徴は、文民優位とシビリアンコントロールは同義ではないことを示した点にある。それであれば、文民優位の制度を独立変数、文民優位の様態を従属変数としたほうが、新たな発見があるのでないだろうか。軍の政治介入を単に歴史的な遺産や「前例」の帰結として捉えるのではなく、民主化後の諸制度に着目する著者のアプローチが、今後さらに生かされることに期待したい。

第二は、軍の経済的利益の分析の不足である。本書では国軍の政治的影響力が政治制度の観点から説明されているが、スハルト時代のインドネシアの例にみられるように、軍の政治的資源としての経済力は見逃せない。東南アジアの政軍関係の比較研究を行っているチャンバース（P. Chambers）らも、近年「軍のポリティカル・エコノミー」を理論化することを試みており、①軍のフォーマル、インフォーマルな経済的利益、②軍人の資産や経済活動への監視制度の2点から、東南アジアの国軍の政治的影響力の比較分析を試みている[Chambers 2014]。

3. 展望

本研究は、今後のフィリピンの国内政治や統治の問題だけでなく、東南アジアの外交・安全保障を論じる上でも重要な基礎となると思われる。著者自身がフィリピンの政軍関係をどのように評価

しているのか、民主化以降の政軍関係の変化をポジティブなものと考えているのかどうか、といった主観的判断は本書では保留されている。しかし本書からは、他の東南アジア諸国と比較したフィリピンの固有性がいくつか読み取れる。地方開発を含む「反共産主義」「反ムスリム過激派」作戦を基盤とした国内治安維持へのインセンティブの強さと権限、それとは対照的な国際安全保障への無関心は、まぎれもなくフィリピン国軍の特徴であろう。そして、フィリピン国軍を取り巻く「新しさ」を挙げるすれば、第一は近年の南シナ海情勢を受けての国際・地域安全保障上の状況の激変であり、第二は国際的にも注目されているミンダナオ和平合意後の軍の役割の変化であり、そして第三は、軍の人権侵害に対する市民社会からの強い反発と国軍改革への市民参加であろう。

特に、本書の終章に書かれている市民社会の参加と治安部門改革（SSR）への機運の高まりは、フィリピンの今後の政軍関係を観察するにあたって重要な要素である。その観点から、最後に、近年議論されている「治安部門ガバナンス（Security Sector Governance: SSG）」の概念を紹介しておきたい。

クロワッサン（A. Croissant）が述べるように、東南アジアにおいては、軍内部の改革派、文民政治家、研究者、市民社会などとの間に良好な関係が築かれているかどうか、セクターを超える広範な連携の土壌があるかどうかが、国軍改革の進展の鍵となる【Croissant et al. 2013】。そこで評価されるのは、国軍がどれだけ変わったかではなく、分野横断的なステイクホルダーらがいかに参加し、協働し、調整を行ったかというガバナンスのプロセスである。

従来の文民優位の指標（議会の役割、予算、人事など）で分析すると、フィリピンをはじめとす

る東南アジアはまだまだ「民主化の発展途上」にあるかもしれない。しかし、ガバナンスの視点から見れば、新たな進展が発見できよう。従来は批判されてきた退役軍人の政治ポストへの任用、士官学校名誉同期生制度といったフィリピンの事例、さらには、2014年5月のクーデター後に成立した立法議会の議席のほぼ半数に現役・退役軍人が就任しているといったタイの事例すらも、セクターを超えた人事交流の実績として再評価することが可能である。実際に、ドイツの民主化財団であるフリードリッヒ・エーベルト財団が2006年から毎年開催してきた「SSG のための東南アジア議員フォーラム（Inter-Parliamentary Forum on SSG in Southeast Asia）」では、退役軍人である国会議員、軍人から政治家に転身した閣僚、NGO から閣僚入りした活動家、軍人でありながら教鞭をとる研究者など、軍と民の各セクターを移動してきた人材が各国から参加し、議論を続けている。

本書で描かれている、文民統制のための制度と土着の政治文化の融合による意図せざる帰結、西洋の SSR の諸理論と東南アジアの SSR の現実のギャップといった課題は、従来の政軍関係の理論を超え、市民社会をも巻き込んだ地平の中で、さらに興味深い議論を喚起していくものと思われる。

（木場紗綾・神戸大学国際協力研究科）

参考文献

- Chambers, Paul. 2014. Political Economy of Military. (unpublished paper)
- Croissant, Aurel; Kuehn, David; Lorenz, Philip; and Chambers, Paul W. 2013. *Civilian Control and Democracy in Asia*. Basingstoke; New York: Palgrave Macmillan.